

# 令和7年第6回白鷹町議会定例会 第1日

## 議事日程

令和7年12月4日（木）午前9時30分開議

- |             |  |
|-------------|--|
| 日程第 1       | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2       | 会期の決定  |
| 日程第 3       | 諸般の報告  |
| 日程第 4       | 行政報告   |
| 日程第 5       | 一般質問   |
| 日程第 6 議第67号 | 白鷹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について   |
| 日程第 7 議第68号 | 白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について  |
| 日程第 8 議第69号 | 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 9 議第70号 | 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について  |
| 日程第10 議第71号 | 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第11 議第72号 | 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第12       | 委員会の閉会中の継続調査について   |

（議会運営委員会）

## 追加変更議事日程

- |             |  |
|-------------|--|
| 日程第12 議第70号 | 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について<br>(予算特別委員長報告)     |
| 日程第13 議第71号 | 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について<br>(予算特別委員長報告) |
| 日程第14 議第72号 | 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について<br>(予算特別委員長報告)   |

## ○出席議員 (12名)

1番	菅原 隆男	議員	2番	衣袋 正人	議員
3番	横山 和浩	議員	4番	竹田 雅彦	議員
5番	佐々木 誠司	議員	6番	丸川 雅春	議員
7番	金田 悟	議員	8番	笹原 俊一	議員
9番	山田 仁	議員	10番	関 千鶴子	議員
11番	今野 正明	議員	12番	遠藤 幸一	議員

## ○欠席議員 (なし)

## ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者	田 宮 修
副 町 長	
教 育 長	迎 田 浩 昭
総 務 課 長	長 岡 聰
税務出納課長	吉 村 秀 昭
企画政策課長	加 藤 和 芳
町 民 課 長	橋 本 達 也
健康福祉課長	永 沢 照 美
商工観光課長	黒 澤 和 幸
農政課長 併 農業委員会事務局長	橋 本 秀 和
林政課 参与 (兼) 課長	永 野 徹
建設課 長	菊 地 智
上下水道課長	高 橋 浩 之
病院事務局長	片 山 正 弘
教 育 次 長	川 部 茂 樹
監査委員	小 谷 部 仁

## ○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	小 林 裕
補 佐	大 灌 勇 祐
書 記	竹 田 雅 紀 子

○開会の宣告

○議長（菅原隆男） おはようございます。

ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和7年第6回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（菅原隆男） 議事日程は、事前に配付のとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（菅原隆男） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

8番 笹原俊一君

9番 山田 仁君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（菅原隆男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、11月28日の議会運営委員会に諮問したところ、12月4日から11日までの8日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、会期は12月4日から11日までの8日間と決定いたしました。

---

○諸般の報告

○議長（菅原隆男） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） 諸般の報告。

1. 第69回町村議会議長全国大会及び第50回豪雪地帯町村議会議長全国大会、11月12日、東京都。

第69回町村議会議長全国大会が開催され、「長期的な人口減少や東京一極集中により過疎化、少子高齢化が深刻な問題となっており、地域活力が減退している。頻発する自然災害や原油価格、物価の高騰が、国民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。町村は自主財源が乏しい中で、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災事業など、増大する役割に迅速・的確に対応していかなければならない。このような状況において、持続可能な地域社会を確立するためには、地方交付税等の一般財源総額の増額確保・充実により、真の地方創生の実現に向けた取組を強力に進めていく必要がある。こうした取組を町村の実情に沿って展開していくためには、議会への多様な人材参画及び議会の機能強化が不可欠であることから、一致結束して、果敢に行動していく。」とする大会宣言を行った。また、「町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の増額確保・充実」などの特別決議3項目、要望28項目、各地区要望9項目を決定した。

同じく開催された第50回豪雪地帯町村議会議長全国大会では、「豪雪地帯対策の充実強化」や「冬期交通・通信の確保」など8項目の要望を決定した。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 諸般の報告が終わりました。

---

### ○行政報告

○議長（菅原隆男） 日程第4、行政報告を行います。副町長、田宮 修君。

〔副町長 田宮 修 登壇〕

○副町長（田宮 修） 行政報告を行います。

白鷹町長職務代理者の設置について。

佐藤誠七町長は、10月28日の公務中に体調に異常を生じ、公立置賜総合病院に救急搬送されました。脳の画像検査では異常が認められず、一過性脳虚血発作の診断を受けましたが、一時的な症状ということで、その後、帰宅いたしました。29日の公務出張中に再び体調不良を起こしたため、同病院を受診したところ、右前頭葉脳梗塞の診断を受け入院となったものであります。

入院後の状況でありますが、意思の疎通や会話には問題はないものの、左手足に麻痺がある状態であり、リハビリが必要な状態となっております。

町長との十分な話合いの結果、町では、町政運営の停滞を招くことのないよう、災害等の緊急時にも迅速に対応できる体制維持を目的として、11月17日付で町長職務代理者を設置することといたしました。

設置期間につきましては、町長がリハビリに専念するための当面の間となります。重要案件等については、これまでどおり、町長と確認しつつ、施策を前に進めてまいります。

今後とも職員一丸となって取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を  
をお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（菅原隆男） 行政報告が終わりました。

---

### ○一般質問

○議長（菅原隆男） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、配付の文書表のとおりであります。

最初に、部活動の地域展開の着実な推進を期待する、3番、横山和浩君。

〔3番 横山和浩 登壇〕

○3番（横山和浩） おはようございます。

それでは、部活動の地域展開の着実な推進を期待すると題しまして、一般質問を行わせていただきます。

令和4年に国から中学校の部活動を地域に移行する方針が示されました。この件に関して、令和4年9月及び令和6年3月の各定例議会において、竹田雅彦議員から一般質問がなされ、より詳細な方針が示された上で白鷹中学校において取組が開始されています。

なお、当初用いられていた地域移行という名称は令和7年5月から地域展開に変更されました。単に部活動を地域に移行するのではなく、地域全体に開き、地域全体で支えていくという理念を明確にしたものと認識しております。

白鷹町における具体的な取組として、令和6年度に柔道、剣道、サッカー、水泳の4種目、令和7年度には文化部を含む5種目が追加される形で実証事業が行われ、今年12月末に一つの区切りを迎えます。

これまでの取組を通じてより具体的な成果と課題の両面が見えてきたものと認識しています。実証事業に携わってこられた顧問の先生方、学校、教育委員会、地域クラブの皆様をはじめ、地域指導者や保護者の皆様がそれぞれの立場で試行錯誤を重ねてこられたことに、まず心より敬意を申し上げます。

その成果として、教員の時間外在校時間が月平均20時間減少したことが、令和7年3月の総務厚生常任委員会にて報告がありました。また、その際に課題として挙げられたスクールバスによる利用支援は、令和7年度から運用が始まりました。共にすばらしい成果であると受け止めています。一方で、連絡体制への戸惑いなど、実際に運用している中で感じる課題があるとの声を保護者から聞くことがあります。

部活動の地域展開は、教員の働き方改革にとどまらず、子どもたちの活動の選択肢を広げ、地域との多様なつながりを通して学びを深める機会でもあります。少子化、人口減少が進む中で、子どもたちに望ましいスポーツ・文化芸術環境を保障し、地域の文化

を未来へ継承するためにも、部活動の地域展開は、極めて重要な取組であると考えます。

このたびの実証事業を経て、部活動の地域展開がよりよい形で次につながることを期待し、質問させていただきます。

最初に、部活動の地域展開における来年度の運営方針と支援体制についてお伺いします。

令和6年度からの実証事業では、行政支援の下、白鷹ジュニアクラブを中心とした運営体制が機能し、一定の成果がありました。同時に、連絡体制や役割分担など改善すべき課題も明らかになりつつあると思います。

そこで、今年度までの成果と課題を踏まえ、令和8年度に向けてどのような支援体制、運営体制の改善を検討しているのか、現時点でのお考えをお伺いします。

また、運営主体・学校・指導者・保護者の役割分担や連絡体制など、実務面の整備状況についても併せてお伺いします。

次に、関連団体等との関係づくり支援についてお伺いします。

これまで白鷹中学校の部活動は、顧問と保護者会を中心に運営が行われてきたものと考えます。しかし、部活動の地域展開により地域クラブや関係団体、民間指導者など多様な主体が生徒の活動に関与することになります。その結果、関係者の増加に伴い、意思決定の流れや情報共有の在り方について、従来とは異なる新たな仕組みが求められます。

また、地域クラブには、学校部活動の代替にとどまらず、地域活動の継承や世代間交流の促進といった地域づくりの役割も期待されています。国が名称を地域展開に変更した理由もこのあたりにあると考えます。

これを実現するためには、学校と地域が対等な立場で補完し合う体制を構築することが重要です。こうした多様な主体が関わる状況において、生徒の活動を充実させるためには、新制度への理解促進と良好な関係を維持・持続するための仕組みの整備が不可欠と考えます。

そこで、地域クラブ制度の理念周知や部活動・地域クラブ・関係団体等との良好な関係構築に対する支援について、教育委員会の方針をお伺いします。

続いて、地域クラブにおける地域指導者の確保と育成についてお伺いします。

白鷹町では、地域展開の準備段階から、地域指導者の確保を課題の一つとして示しています。地域クラブが持続可能であるためには、質・量の両面において指導者を安定的に確保することが不可欠です。

そこで、これまでどのように指導者の確保、育成に取り組んできたのか、また今後、どのような方針で指導者支援を進めていくのか、具体的にお伺いします。

最後に、地域クラブの今後の展望についてお伺いします。

現在、地域クラブである白鷹ジュニアクラブは中学生を対象としており、当面は中学

校部活動の地域展開を着実に進めることに注力されるものと認識しています。

一方で、町内には小中学生が合同で活動している団体が複数あり、中には高校生や社会人とも活動している団体もあります。こうした状況を踏まえると、地域クラブにおいても、将来的には参加対象を中学生に限定しない形態も考えられるのではないかと考えます。

そこで、地域クラブの今後の在り方について、教育委員会としての考え方や展望をお伺いします。

最後になりますが、白鷹町で育つ子どもたちが、地域クラブでの活動を通じ多様な人々と出会い、様々な体験を重ねることで地域への愛着や誇りを育み、将来の地域の担い手として成長していくことを期待し、以上をもって1次質問を終わります。

○議長（菅原隆男） 副町長、田宮 修君。

〔副町長 田宮 修 登壇〕

○副町長（田宮 修） 横山議員の一般質問にお答えいたします。

これまでも町では、児童・生徒の安心安全を第一に、まちづくりの基本は人づくり、人づくりの基本は教育の考え方の下に様々な事業を展開してまいりました。

ご質問をいたいたいた部活動地域展開につきましては、今後の本町のスポーツ・文化活動の体制や環境整備に関わる教育施策につながるものであり、大変重要な取組と捉えております。

中学校部活動の地域展開につきましては、令和6年3月議会における竹田雅彦議員の一般質問への答弁以降の取組や今後の展望等について、教育長よりお答えさせていただきます。

○議長（菅原隆男） 教育長、迎田浩昭君。

〔教育長 迎田浩昭 登壇〕

○教育長（迎田浩昭） 初めに、来年度の運営方針と支援体制についてお答えを申し上げます。

本町では、国からの委託を受け、令和6年度から部活動地域展開の実証事業を実施し、令和6年度においては受入態勢が整った4種目について実証事業を行いました。

具体的な事業内容につきましては、8月下旬から12月下旬の4か月で計16回の休日活動を行ったほか、1月には対象生徒及び保護者・指導者にアンケート調査を実施しております。

また、議員のご発言にありましたとおり、教員の時間外在校等時間が月平均20時間減少したことや、実証事業の取組を町報等で掲載することにより、部活動の地域展開について広く周知できたことなど、一定の成果もございました。

一方、関係者間でスケジュール連絡調整がうまくいかないケースがあったことや、練習試合や各種大会への送迎、活動場所の確保に伴い、地域クラブや保護者の負担増加が

懸念されるなどの課題も明らかとなっております。

今年度におきましては、昨年度からの継続4種目の実施に加え新規の5種目を8月下旬から順次実証事業を開始するとともに、昨年度に明らかになった課題の解決に向けて取り組んでいるところでございます。

関係者間での連絡調整がうまくいかなかつたケースへの対応といたしましては、クラブ指導者連絡会を定期的に開催し、活動する上での課題の把握や解決に向けた協議を行っており、総括コーディネーターを中心に学校との連絡調整も行っていただいている状況であります。

地域クラブや保護者の負担増加が懸念されるケースへの対応といたしましては、本町のスクールバスをクラブ活動でも年4回無償利用できるようにしております。

また、活動場所の利用料につきましては、町内の体育施設利用料の減免及び照明代や冷房代を利用時間に制限を設け無償とし、経済的負担の軽減を図っております。

今後、国では、新たなガイドラインを示し、今年度までの部活動改革推進期間を次年度からは改革実行期間とし、期間内に全ての中学校部活動において休日活動を地域展開することを目指しております、本町におきましても、次年度からは全ての休日活動を地域クラブ活動に展開したいと考えております。

次年度の運営体制につきましては、これまでと同様に事務局を教育委員会に設置し、引き続き、総括コーディネーターを配置しながら地域展開を進めていきたいと考えております。基本的な運営体制は継承しつつ、実証事業の成果と課題を踏まえ改善を図ってまいります。

また、議員からご質問のありました役割分担につきましては、運営側と活動実施主体側の役割を明確にしていくことが大切であると認識しておりますので、今後、関係者間で協議を重ねながら、次年度の取組に向けて整理をしてまいりたいと考えております。

次に、関連団体等との関係づくり支援についてお答えを申し上げます。

今後、地域展開を進めていく上で、学校、地域を含めた関連団体への理解促進と関係構築は不可欠であると考えます。これまでも、児童・生徒や保護者、教職員に対しましては、アンケート調査や入学の説明会、PTA総会、実証事業クラブ説明会、職員会議等において説明を行うとともに、町民の皆様に対しましても、町報でのPR、理解の促進を図ってまいりました。

また、関連団体からは、白鷹町地域部活動推進協議会でご意見をいただきながら周知を図るとともに、指導者代表者会やクラブ指導者連絡会を開催し、制度の周知に努めているところであります。

加えて、定期的に保護者会を開催している種目もあり、保護者はもちろん、指導者、関連団体、学校で知恵を出し合い、共通理解を図りながら進めていただいております。今後も定期的に連絡会を開催しながら、各種目の実施状況や成果、課題を共有し、進め

てまいります。

続いて、指導者の確保・育成についてお答えを申し上げます。

指導者の確保につきましては、これまでスポーツ少年団の指導者や部活動の外部コーチ、保護者を中心に種目ごと声がけし、地域クラブ指導者の確保に努めてまいりました。

また、持続可能な活動にしていくために、指導者は無償ボランティアではないこと、活動計画策定や生徒掌握、保護者との連絡調整など責任を持って活動するよう、各指導者に確認をしているところであります。

指導者の育成につきましては、クラブ指導者連絡会やAED講習会を開催し、安全・安心に活動を展開するとともに、今後も講習会等への積極的な参加を促し、指導力の向上などにつなげてまいりたいと考えております。

次に、地域クラブの今後の展望についてお答えを申し上げます。

現在、本町では、国からの委託による実証事業を実施しながら、中学校部活動の休日における地域展開を進めているため、本町の地域クラブである白鷹ジュニアクラブへの入会は中学生のみが対象になっているところであります。

一方、議員ご指摘のとおり、白鷹ジュニアクラブと異なった世代が合同で活動している種目もあると認識しております。白鷹ジュニアクラブの理念は、「地域の子どもたちは地域で育てる」、「地域のスポーツ・文化遺産の醸成」、「心身ともに健康で丈夫な体づくり」であります。

また、国では、次年度から部活動改革実行期間がスタートすることを踏まえ、今月中をめどに、新たなガイドラインを公表する予定となっていると聞いております。骨子案で示している改革の理念には、1つ目に、「急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保充実」、2つ目に、「学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障」、3つ目に、「障がいのある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境整備」と明記しております。

このように、地域クラブの活動は、単に部活動を地域展開した活動という意味だけではなく、将来にわたって地域に根づくスポーツ・文化芸術活動であると認識しております。

次年度は、休日における全ての中学校部活動を地域クラブ活動に展開いたしますけれども、それ以降は、白鷹ジュニアクラブの理念の一つである「地域のスポーツ・文化遺産の醸成」を図っていくため、活動への多様な参画の在り方や広域化などを検討し、将来にわたり持続可能な活動にするための方策を模索していきたいと考えております。

以上、横山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（菅原隆男） ここで議長より申し上げます。

実は今、インターネット配信がされておりません。原因がちょっと分かりませんけれども、今ここで直すということができないという状況にあります。この会議を止めるわけにはいきませんので、大変申し訳ありませんけれども、配信されていないという状況の中でこのまま議事を進行させていただきますので、議員各位にはご理解を賜りたいと思います。

○議長（菅原隆男） 3番、横山和浩君。

○3番（横山和浩） 答弁をいただきました。

この地域クラブの活動というのは、単に部活動を地域展開するのだとということではなくて、将来にわたって、地域に根づくスポーツ・文化活動、芸術活動だというご認識を持っていらっしゃること、そして、将来にわたって持続可能な活動にするための方策を模索していきたいというお話がありました。私も全くもってそのとおりだと思いますので、今後ともその方針で進めていただければと考えております。

そして、地域クラブを利用される方が、土日に学校のスクールバスで送迎をいただいているというのは、実は県内でもほとんどない事例なのだとそうで、ほかの自治体の方に聞いたら、いや、白鷹町さんすごいですねと言われたところだったのです。大変積極的に町として取り組んでおられること、私、実は最初知らなかつたもので、大変ありがたいことだなと。その気持ちを持って引き続きお願いしたいと考えているところであります。

また、実証事業のまだ途中と、今月末で終わるということでまだいろいろなことが確定していない状況だと思います。今後のことをあれこれ聞かれてもまだ早いという実情だとは思いますけれども、このタイミングであえてお話を聞かせていただきたいと思います。

最初に確認なですけれども、令和8年度から全ての休日活動を地域クラブに展開したいというお話があったかと思います。こちらは4月から始まるのか、それとも年度内の途中で始めるのか、お伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

来年度からの運用につきましては、実証事業を行いました9種目につきましては、引き続き、白鷹ジュニアクラブの活動として4月より運用を開始してまいりたいと考えております。

なお、実証事業を行いませんでした陸上競技とバスケットボールの2種目につきましては、休日活動の受皿となるクラブ活動が町外にあることから、また美術部の活動につきましては、ほとんど平日のみの活動としていることから、次年度においては、白鷹ジュニアクラブとしての活動は行わない予定となっております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。それぞれ活動の中で特徴があつてのことだと思います。

一律というよりは、それぞれの部活動の実態に合わせた中で進めていただければと思います。

続きまして、冒頭一番最初にお伺いした来年度の運営方針と支援体制の整備についてお伺いいたします。

コーディネーターというのがいろいろな課題等が起きたときに、その中心になって解決に向かって取り組んでおられると、連絡会の中でされているというお話がございました。来年度も設置してということで答弁をいただきましたけれども、来年度以降の配置について、改めてどうお考えであるのかお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

総括コーディネーターにつきましては、令和5年度より国の委託事業によりまして1名を配置しております。

令和5年度におきましては、学校、保護者、スポーツ団体、行政など関係者間の連絡調整や実証事業を行うための準備などを行っていただきました。また、令和6年度から実施いたしました実証事業では、成果と課題の洗い出しやクラブ指導者の確保などにご尽力をいただいたところでございます。

次年度につきましても実証事業の成果と課題を踏まえながら、円滑に地域展開を進めてまいりたいと考えておりますので、国の補助金を活用しながら、引き続き総括コーディネーターを配置していきたいと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。大変重要な役割だと思いますので、配置いただくとともに、活動しやすい環境もぜひ進めていただきたいと思っているところです。

続きまして、関係者の役割分担についてお伺いいたしました。やはり明確にしていくことはとても大切なことだろうなと思います。役割分担については、関係者間で協議しながら整理したいという答弁をいただいたと思いますけれども、その中で現時点でのお考えを3点ほどお伺いしたいと思います。

最初に、地域クラブと学校顧問の関係です。先生というのは、基本的に地域クラブとは直接の関わりはないと伺っております。ただ、白鷹町における部活動の在り方に関する方針というもの、町で出されているものですけれども、こちらを拝見しますと、全く無関係ではないのだということが分かります。実態を把握するように校長先生が顧問に指導するとあるのですね。なので、このあたり、地域クラブと学校と顧問の関係、どう整理されているのかお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

休日の部活動を地域クラブ活動に展開していくことで、休日の活動は学校管理下外の活動となりますけれども、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブと学校が適切な連携を図っていくことが重要であると認識をしております。

明確な役割分担関係につきましては、今後、協議しながら整理をしていく予定でございますが、国から公表される新しいガイドライン案には、地域クラブ活動の活動方針、活動状況等を適切に学校と共有すること、学校施設の活用や希望する教師の兼職兼業等を円滑に行うため、学校と必要な連絡調整等を行うことと明記されております。つきましては、国のガイドラインにのっとりまして引き続き指導者代表者会やクラブ指導者連絡会等を定期的に開催していくとともに、総括コーディネーターを介しまして地域クラブと学校との連絡調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。そのとおりであると思います。また、これがある程度、決まった段階で関係者だけが分かっていても仕方がないところでもあります。保護者の方とか皆さんがある程度理解した上でそれぞれの役割を分担するということが大切だと思いますので、改めてということになりますけれども、そういうものの周知については適切に行っていただきたいと思います。

続いてですけれども、どうしても活動する中で何らかのトラブルや事故というものが発生する可能性は常にあります。この事故等が起きたときの責任ですね、先ほど答弁の中で学校の管理下にはないということでお話をいただきました。地域クラブで何か起きたときには、やはり学校の責任はないわけですね。だとすると、どこが責任主体になるのかということがあるわけです。

これは、地域クラブと言われる白鷹ジュニアクラブがその責任を負うというお考えなのか、あるいは白鷹ジュニアクラブの中の受皿団体がこれの責任を負うとなるのか、所在を明確にされているか、お伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

国から示される新しいガイドラインの案には、地域クラブ活動において事故が発生した場合、事故の原因主体、例として運営団体か、指導者か、生徒かに応じましてその賠償責任主体が異なると明記されているところでございます。

つきましては、次年度の運用開始に向けまして様々なケースに対応できますよう、ガイドラインにのっとりながらその責任の所在について整理をしてまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

今、それぞれの中でということでありました。運営主体という言葉もあったかなと思いますけれども、今の白鷹町で言うところの白鷹ジュニアクラブかなと理解します。現在、このジュニアクラブというのは、事務局として総括コーディネーターと指導主事を配置していると理解しているのですけれども、この中に責任というか、代表者というか、現在は置かれていなかなと思います。なので、来年度に向けてこういった方を置かれるのかなと思いますけれども、どういった方を想定されているのかお伺いします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

総括コーディネーターの配置でございますけれども、今現在、酒井宏幸さんにお願いをしておりますので、来年度につきましても引き続きお願いをしてまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 総括コーディネーターを来年度も配置されるということですけれども、その代表者等をまた別に置くのか、もしくは今おっしゃられた酒井先生を代表とするのか、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

これまで事務局として総括コーディネーターと教育委員会の指導主事を配置していましたけれども、国で示す新しいガイドラインの案では、国が示す認定要件、それから認定手続等に基づいて市町村等において認定を行う認定地域クラブ制度を導入する予定となっておりますので、地域クラブ活動の運営団体を創設する場合は、適切な運営体制を整備することが必要であるとされているところでございます。

また、先ほどのご質問にお答えさせていただきましたように、活動中に事故等が発生した場合、運営団体が賠償責任主体となる可能性もあることから、次年度からは運営団体となります白鷹ジュニアクラブに代表者を置きまして、責任の所在を明確にしたいと考えております。

なお、代表者の選任につきましては、今後、検討させていただきたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

続いてですけれども、事故を想定して保険の加入が必要になってくるわけです。地域クラブは3種類あって、スポーツ少年団と総合型スポーツクラブ、そして、今回の地域展開のためにつくられた、ちょっと名前はよく分からぬのですけれどもクラブと言われるもの、この3つがあると理解しております。

このスポーツ少年団、総合型スポーツクラブというのは、既存の組織でいろいろなバ

ックボーンもしっかりとしていると。ただ、新しくつくられるクラブというのは本当に新しくできたものということで、こちらの活動で何かあったときの保険制度というのは、スポーツ少年団ほかと同等に整っているのかということをお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

現在、白鷹町ジュニアクラブでは、中学生対象のスポーツ少年団を母体といたしました野球、サッカー、剣道、柔道の4種目のほか、総合型地域スポーツクラブを母体にいたしました水泳種目、そして実証事業を行うための任意団体として活動しているバレーボール、ソフトテニス、卓球、吹奏楽の4種目が実施主体として活動しているところでございます。

それらの保険につきましては、いずれの種目につきましても公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入していただいております。補償内容といたしましては、スポーツ活動や文化活動等において生じたけがなどへの補償や、他人にけがをさせたり他人の物を壊した場合の損害を補償する内容となっております。

なお、保険期間につきましては、保険加入日が属する年度の3月31日までが保険期間となっております。

なお、加入の手続につきましては、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、実証事業を行うための任意団体、それぞれの団体で取りまとめて手続を行っている状況でございますけれども、補償内容につきましては、いずれも同様の内容となっている状況でございます。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。同様ということで理解しました。

この場合、保護者負担の考え方とか、負担割合というもの、こちらについては2クラブと既存のスポーツ少年団等との違いというのはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えをいたします。

現在、いずれの種目につきましても、スポーツ安全保険に加入していただいておりますけれども、保険の掛金につきましては、種目を問わず、保護者にご負担をいただいている状況でございます。

なお、次年度の保護者負担の考え方につきましては、今後、受益者負担の水準に地方公共団体間で大きなばらつきが出ないようにするため、国において負担額の金額の目安等を示す予定となっております。

したがいまして、それらを踏まえながら地域の実情に合った保護者負担の考え方を見いだせるよう、今後、関係者の皆様のご意見をいただきながら検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

続いて、お伺いしますけれども、この地域クラブでの活動が今後、広がっていった場合、現在、学校の備品を使って活動されていると思うのですけれども、この活動がどんどん進んでいく中で、独自に備品を購入したり準備したりというようなことはあり得るのかなと思います。

そうなると、そういった備品をどこで保管するのかというのが1つ出てきます。活動場所がほとんど学校であれば、学校で保管していただきたいという話になると思うのですけれども、地域クラブでの資機材というのは、学校の敷地内で保管するというのは可能であるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えをいたします。

今現在、地域クラブの実証事業を行っておりますが、資機材につきましては部活動で使っていた資機材を利用してしておりますので、それらを引き続き学校で保管しているような状況となっております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 今後、独自の備品等を地域クラブ、受皿団体が設けた場合に、これらを管理するかどうかというのは可能と理解してよろしいでしょうか。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

先ほどの質問にお答えしたとおり、休日の部活動を地域クラブ活動に展開していくことで、休日の活動は学校管理下外の活動となりますけれども、学校との関係が切り離されるものではないと考えております。

したがいまして、独自に地域クラブで準備した資機材を学校敷地内に保管しなければならないケースなど、学校との協議が必要になる場合は、従来のように連絡会議を開催したり総括コーディネーターを介した連絡調整を行いながら、学校との協議を都度、行ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

続きまして、子どもたちの体験の機会をつくるという視点から質問させていただきます。子どもたちがその成長過程で様々な活動に触れるというのは大変大切かと思います。この地域クラブを通して小学生に中学校部活動の活動を知ってもらう、体験してもらうということがあれば、中学校の部活動とすれば、将来の入部を期待できるというようなことがあります。もちろん、子どもたちがいろいろな体験をその場でできるということで、双方にメリットがあるのかなと思います。こうした小学生を対象とした体験会、あ

るいは交流・連携というもの、こういったものは現在行われているのか、そしてまた、その中で課題というものはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

現在、スポーツ少年団を母体とした白鷹ジュニアクラブの種目では、小学生と中学生が一緒に活動している種目もございますけれども、その他の種目につきましては、体験会や交流連携は行われていないと認識をしているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、体験会への支援につきましては、子どもたちが様々な活動に触れる大変有意義な機会であると感じております。一方、小学生が参加した際に生じた事故等への対応など幾つかの課題もあるかと思いますので、次年度の運用開始に向けて、実施方法や諸課題への対応等につきまして検討させていただきたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

スポーツ少年団に関しては、小学生と中学生が活動しているのだということでご答弁をいただきました。そのほかはその機会はないということで、それぞれの活動の中では、体験機会の格差といえば、ちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、触れる機会に差があるのかなと思います。

同じ話ですけれども、小学生のときの体験というのがそのまま、中学校に入っての部活に関連するということも多いかと思いますので、それを体験する機会が少ない活動に関しては、ぜひ体験をするような機会を設けてほしいのだと、そういう機会をつくりたいのだというお話がありました。危惧する声でもあります。こういったお話が具体的に届きましたら、保護者であるとか関係者の方のご意見を伺いながら、こういった体験の機会がなるべく平等に、格差のないように解消に努めていただきたいと思うのですけれども、ご所見をお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えをいたします。

これまで白鷹ジュニアクラブでは、年に1回、アンケート調査を実施しております、その調査結果を活動に反映させてまいりました。

アンケート調査につきましては今後も実施していく予定でございますので、次年度以降につきましても、こういったアンケート調査などを用いまして児童・生徒や保護者、指導者のニーズを把握しながら、こういったニーズがございましたら、その結果を活動に反映させていただきたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。地域の方、保護者の方、様々な声を生かしながら進

めていただきたいと思います。

続きまして、2つ目にお伺いしました関連団体等との関係づくりの支援についてお伺いいたします。

保護者、指導者、関係団体、学校等で共通理解を図って、かつ、定期的な連絡会議を開催しながら進めていくということ、課題を共有しながら進めていくということでご答弁いただいたかと思います。これは本当に大切なことなので引き続き進めていただきたいと思います。

この実証事業そのものは12月で終わるわけです。今現在、一定の思いを持って地域クラブとして活動している団体もおられると理解しているのですけれども、実証事業が終わった後、3月末までの期間、地域クラブの活動はどうなるのかをお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

今年度の実証事業につきましては、12月までの地域クラブ活動が対象となっておりますけれども、1月から3月までの休日活動につきましては、白鷹ジュニアクラブの活動として継続していくか、一旦部活動に戻すかについて各種目にご判断をいただいている状況でございます。

なお、実証事業におきまして各種目の指導者にお支払いをしておりました謝金につきましては、12月までの活動が対象となりますので、1月から3月までの間は一旦無償となります。

また、生徒等が加入しておりますスポーツ安全保険につきましては、保険期間が3月31日までとなるため、その期間中に事故等が発生した場合でも補償の対象となっております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

実証事業は終わるけれども、3月まではそれぞれの活動においてご判断いただけるということで理解しております。

そうなると、連絡調整の仕組み、先ほどまでお話ししていた連絡会ですか、こういったものの活動や位置づけというのはどうなりますでしょうか。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

クラブ指導者連絡会等の連絡会につきましては、1月から3月までの期間につきましては、次年度、4月からの運用開始に向けた重要な準備期間と捉えているところでございます。したがいまして、従来のとおり、クラブ指導者連絡会も継続して開催してまいりたいと考えておりますし、それらの窓口につきましても、白鷹ジュニアクラブの事務局に引き続き設置してまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。実証事業は終わって多少の違いはあれど、同じような体制で進めていくということを理解したところです。

続きまして、指導者の確保育成について質問させていただきました。こちらについてお伺いいたします。

まず、持続可能な活動にしていくために指導者は無償のボランティアではないということでお答えをいただきました。指導者確保のための支援というのは、やはり大切なと思います。来年度以降も同等の支援を期待したいという声があるのですけれども、現在の方針はいかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

次年度につきましては、地域クラブ指導者への支援といたしまして、これまでと同様に指導者謝金を1時間1,600円、1回当たりの指導時間を上限2時間までと設定いたしまして、継続して支援していく方法で進めているところでございます。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。安心したところでございます。

続きまして、指導者の育成に関して、先ほど連絡会であるとかAEDの講習会を開催していくと、参加してもらうように努めていくのだということでありました。これは安全・安心な活動というものを展開していくというのが基本的なお考えのことかと思うのですけれども、クラブの指導者の育成といった場合に、安全・安心だけではなく様々な分野というか、分類というか、そういうものがあるのではないかと思います。例えば指導者には子どもの健全育成であるとか、学校教育との連携も期待されているのではないかと思いますし、そういうものについては教育委員会としても支援していくというお考えがあつてもいいかなと思います。

まして、各種目ごとのそれぞれの技術的なものというのは、それはもうそれぞれの団体でやればいいかなと思いますし、幾つかあると思うのですね。そういうものについて何かお考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

国から示される新しいガイドラインの案の中では、地域クラブ活動は学校部活動の教育的意義等を継承・発展させながら、生徒に対してスポーツ、文化芸術活動の機会を提供する公的な活動であり、学校部活動と同様に、事故や暴力、暴言、ハラスメント、いじめなどの不適切行為の防止を徹底することと明記されております。

議員がおっしゃるとおり、時代に適した生徒指導やハラスメントの確認につきましては、指導者の育成に不可欠であると認識しておりますので、次年度の運用開始に向けま

して、確認方法や研修の在り方等について検討させていただきたいと考えております。

また、コーチング理論など技術的な指導に関するにつきましては、近隣の市町や県等と連携を取りながら講師の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、研修の実施に当たりましては、共同での開催も選択肢に含めながら今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

それから、種目ごとに必要な専門の技術指導につきましては、アンケート調査を実施いたしましてニーズを把握した上で、今後、実施方法について検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

今、お話しいただきましたけれども、様々な主体が生徒に関わる中で、特にその指導、どの部分を誰が主体になって指導していくのかという役割分担というか、そういったものがある程度、明確になってくれば、それこそ、やりやすいというか、指導者の役割も明確になってくるのかなと思います。これをぜひ共有が図られるように検討いただければと思っているところです。

続いて、最後にお伺いしました地域クラブの展望に関するお伺いいたします。地域移行から地域展開という言葉になって、部活動というのは地域に開かれた活動になるわけです。生徒の成長を支えるという視点での学校教育の側面もあって、また地域が子どもたちを支えていくのだという地域の視点の側面もあって、これが交差していくのが地域クラブの姿かと思うのですけれども、その中で、やはり公教育というか、学校教育の視点での地域クラブというのは大切かと思います。教育的意義を継承していくのだということで先ほどお話がありましたけれども、全くもってそのとおりかなと思います。このあたりのバランスというか、そういったものは大変重要なと思うのですけれども。

○議長（菅原隆男） 副町長、田宮 修君。

○副町長（田宮 修） 私から今の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

先ほども答弁にありましたとおり、本町の地域展開については、来年度から休日部活動は地域クラブ活動に展開するということありますけれども、学校との関係ということについては、今、部活動の地域展開を考える上で私は大事なことがあるのかなと思っております。

それは、中学校における部活動というのは、高校進学に非常に重要な関係があるということ。その中で特に問題というか、注目されていることがあるのかなと思っておりまして、今回の公立高校入試の選抜方法が前期と後期に分かれるということで、後期については今までどおりの一般選抜のようなイメージかなと思っていますけれども、前期については、高校がどういう募集要項を定めるかということで、成績評定だけでなく様々な部活動とかスポーツ活動、あと文化活動の成績なども合否に大きく影響すると言われ

ております。

そういったことからすれば、生徒・保護者にとっては、競技成績、それから文化活動の成績というのは高校進学に直結するという意識になるのかなという面もあると思っております。その反面ですけれども、日本中学校体育連盟、全国、東北とあるわけですが、そこで競技種目の見直しをしているという報道もありました。

私が一番ショックだったのは、水泳がそれから外れるということで今、水泳をやっている子どもたちが、東北とか全国の大会自体がなくなってしまうという可能性があって、選択肢が狭まっていくのではないかと言われております。

そう考えると、入試の制度、それから日本中学校体育連盟のこれからの中の動向、そういったところもきちんと慎重に見極めながら生徒が安心して取り組める、そして、夢や希望がかなえられるような、将来につながるような道筋を確保していかなければならないのかなと思っておるところであります。

そういった意味では、やはり中学校との連携というのは当然、必要になってくるわけでありますし、町としても、先ほどあったスクールバスの支援とか、日本中学校体育連盟活動の補助もさせてもらっておりますし、町職員の中でも指導者やコーチとして積極的に関わっている職員もおりますので、そういった部分は、やはり町としても頑張っていかなければならないところなのかなと思っておりますので、地域展開が進んだとしても、学校、それから町、地域との連携というのは、大事にしていかなければならぬと思ったところであります。以上です。

○議長（菅原隆男）　横山和浩君。

○3番（横山和浩）　分かりました。

入試までつながるというお話もあって、様々な思いというのがそれぞれにあると。その中で最も大事なものは何かと申し上げれば、やはり生徒のためになるのかということ、やはりこれが真ん中にあってほしいなと思います。

この部分を大事にしていくということには、やはりリーダーシップというのが欠かせないと思います。学校長、教育委員会、そういった皆さんのリーダーシップに期待したいと思いますので、その地域展開に向けた思いを改めてお伺いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（菅原隆男）　教育長、迎田浩昭君。

○教育長（迎田浩昭）　お答え申し上げます。

今、議員がおっしゃったとおり、そして、副町長が説明いたしたとおり、生徒を中心とした部活動の地域展開を進めていくことが特に重要であると認識しております。

また、先ほど今後の日本中学校体育連盟主催の活動ということもありましたが、今まで土日に行われていた、いわゆる冠大会、先生方の引率ができないという中で、一体どういうことで維持して、あるいは変えていけばいいのかというの、日本中学校体育連

盟でも今、いろいろ頭を悩ませながらしているところであります。

その根底にあるのは、申し上げましたとおり、生徒を中心に据えた部活動の在り方がございます。次年度の運用開始に向けて様々な課題はございますけれども、一つ一つの課題を解決しながら、生徒たちが生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しんでいけるよう、そして、本町において将来にわたってスポーツ・文化芸術活動を継承していくよう、これからも部活動の地域展開を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（菅原隆男） 以上で横山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

休憩 （午前10時30分）

---

再開 （午前10時45分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、熊の大量出没における町民の安全確保について、5番、佐々木誠司君。

〔5番 佐々木誠司 登壇〕

○5番（佐々木誠司） 熊の大量出没における町民の安全確保について一般質問を行います。

今年は春から熊の出没がほぼ全国的に多発し、特に出没地域がこれまでの中山間地域から住宅街、駅前や商業地域など人通りの多い商業地にまで広がりを見せ、大きな社会問題となっております。

人身被害として、農作業や散歩中など、または自宅の敷地内などで突然熊に襲われる事件も全国で多数発生し、けがなどをされた方は、10月末時点で197人、お亡くなりになられた方は、11月3日時点で13人を数え、統計がある平成18年以降、最多となる異常な事態となっております。

山形県内の状況は、今年の熊の目撃件数は11月16日時点で2,386件、人身被害はお亡くなりになられた方ではないものの、けがなどをされた方は11月19日時点で13人となっております。また、10月末時点で捕獲頭数は969頭となり、いずれも過去最多であったおととしを既に上回っております。

山形県は、熊緊急対策会議を開き、大量出没が続いていることを受け、短期・中長期的な対策の方向性を示す山形版熊被害対策パッケージを取りまとめたと新聞などで報じられております。河川のやぶの刈払いや市町村などへの装備品の購入支援、学校や保育園、観光協会などに専門家を派遣して、熊被害を防ぐための研修などを緊急対策として行うことですが、今後の具体的な取組に期待します。

白鷹町内においても、熊の目撃情報が各地区から毎日のように寄せられ、件数は数え

切れないほど多くなっているのではないかでしょうか。ところが、通報をためらう方も多く、実情は氷山の一角となっているのではないかと考えます。

幸いにも今年は、当町において人身被害は発生しておりませんが、多くの農作物被害に加え、牛舎の飼料や民家の小屋に保管していた肥料が食い荒らされるなどのほか、飼育している鶏が被害に遭ったという事例もお聞きしております。また、令和5年8月には、町内にお住まいである男性が玄関先で熊に襲われけがをされたという事件も発生しております。

当町は、白鷹町鳥獣被害防止計画に基づき、獣友会による鳥獣被害対策実施隊を組織し、有害鳥獣の追い払い及び箱わなの設置や見守り等による捕獲活動、被害防止対策の普及・啓発など、日々、目まぐるしく活動しておられます。先月16日には、9月の鳥獣管理保護法の改正以降、県内で4例目、町内で初となる緊急銃獣制度の行使による熊の捕獲が行われましたが、夕暮れを目前にした早い決断と実施隊の的確な行動に、近隣の方々からは安堵と感謝の言葉が出ております。町内で捕獲された熊の数は、同時点で32頭となり、全国や県と同様に過去最多となっているようです。

しかし、高齢化による獣友会の人数不足や近年の出動回数の多さから、実施隊の方々には大きな負担となってきており、人材確保や活動の軽減などが課題となっております。また、現地に赴く際の職員や実施隊の安全確保も取り組むべき対策の一つであります。実りの秋を迎え、高齢化や食文化の変化などにより収穫されずに実が残ったままになっている柿などの放任果樹が近年増えております。町は、県とともに放任果樹等の除去に向けた支援に取り組んでおられますが、残った柿の実などを求めて熊の出没がさらに増え目撃される数も増えております。屋外での作業や徒歩での移動等に加え、小中学生の通学時などにおいても、町民の方々は、いつ熊と遭遇し、襲われるかも分からぬという不安を抱えておられ、近くに出没したという目撃情報があれば、いち早く情報を知り身の安全確保に努めたいという声も多くお聞きしております。

農作業においても、夏のスイカ畑や牛の飼料となるデントコーン、秋から冬になり収穫期の真っただ中にあるリンゴなどの果樹畑でも、熊が学習したのか、電気柵は設置した当初よりも効果が薄れているようだと言われ、熊が柵を越えて畑に侵入し、鉢合わせになるのではないかという不安の中で作業が行われているともお聞きします。本格的な冬を迎える間もなく熊も冬眠に入る頃と思われますが、今後に向けてさらに対策を進めておく必要があると考えます。

そこで、伺います。

1つ目に、熊による人身被害を未然に防ぐための対策と、出没の目撃情報があった際の近隣住民への周知をどのように行っておられるのかを伺います。

2つ目に、緊急銃獣制度の行使に関して、今後は住宅密集地や市街地などで行使を想定した準備も整えておく必要があると考えます。住民への周知や安全確保のための避難

行動、または自治会との連絡体系の強化などに向けた訓練や研修会、実施隊の方々の勉強会など、さらには事故が起きた際の責任の明確化など、緊急銃猟に向けた準備はどのように考えておられるのかを伺います。

3つ目に、学校に近い場所でも日中から熊の出没が確認されておりますが、小学校や中学校、または保育園等での在校中や登下校時における児童や生徒、職員の安全対策はどのように行っておられるのかを伺います。

以上についてお願ひいたします。

○議長（菅原隆男） 副町長、田宮 修君。

〔副町長 田宮 修 登壇〕

○副町長（田宮 修） 佐々木議員の一般質問にお答えいたします。

本年は、全国的にツキノワグマの中山間地域や市街地における出没が異常なまでに多く、本町においても例外ではありません。

熊の出没については、山の実、特にブナの実等の豊作、凶作が関係していると言われ、林野庁東北森林管理局の調査によれば、今年は大凶作との結果が出ております。過去の例から、並作、または豊作までは2年から3年の期間がかかる見込みであり、来年以降も引き続き熊に対する警戒と対策が必要になると考えております。

町内における今年の熊出没等の状況ですが、町内全域で出没しており、11月21日時点で目撃60件、足跡発見等20件、農作物被害111件、合計191件となっております。令和6年度は、目撃26件、足跡等10件、農作物等被害25件、合計61件であり、令和7年度現時点で前年度対比約3倍の状況となっております。

また、熊の有害捕獲数については、令和6年度が8頭、令和7年度現時点で緊急銃猟による1頭を含む35頭となっており、前年度比約4倍の状況となっております。

今年の出没等の特徴としましては、過去に熊が出没したことがない場所や新たな農作物被害箇所が増えている状況にあります。

熊出没の目撃情報があった際の対応ですが、報告者より、場所、時間、頭数、被害の状況等をお聞きし、町内の代表者、または報告者立会いの下、林政課職員、場合によつては猟友会員と一緒に現場を確認しております。併せて注意喚起のぼり設置を行い、市街地や集落付近の出没等であれば、町広報車による広報パトロールを実施しております。また、目撃等について直接警察署に情報が寄せられることがあるため、警察車両によるパトロール広報と併せて実施する場合もあります。

現場確認後の対応としましては、総務課、林政課、農政課、健康福祉課、教育委員会で情報共有を行い、関係課から各関係施設等に情報を発信しており、学校や保育施設については、教育委員会、健康福祉課より情報を共有し、職員や保護者へ周知を行っております。

また、令和7年度から新たに白鷹町公式LINEを活用し、学校、保育施設、コミュ

ニティセンター等の公共施設付近の出没等については、出没情報を発信しております。加えて、町報による注意喚起、町防災情報インフォカナルによる注意喚起も行っております。

熊は餌に対する執着心が非常に強く学習能力も非常に高いと伺っております。熊による人身被害を未然に防ぐためには、市街地等への出没を抑制するための緩衝帯の整備に加え、人の生活圏内における放任果樹や生ごみ等を放置せず、熊を寄せつけないことが必要です。また、山に入る際は装備品、対策品等を携行することが重要と考えられますので、県の熊対策情報と併せ、引き続き情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、緊急銃猟制度に関わる部分についてお答えいたします。

緊急銃猟制度については、令和7年4月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が一部改正、令和7年9月1日に施行され、これまで禁止されていた市街地等における銃猟について、熊やイノシシなどの危険鳥獣に対して条件を満たせば、緊急銃猟が実施可能となりました。これは熊等の危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能にしたものです。

新聞報道によると、法律の施行から11月25日まで、山形県内では13件、白鷹町内におきましては11月16日に東高玉地内で初めて緊急銃猟を実施いたしました。

緊急銃猟を実施するには、何より住民等の安全の確保が重要であり、緊急銃猟実施に係るガイドラインでは、場所、緊急性、方法、安全性の4つの条件を現場で確認、全てクリアしなければなりません。

実施判断の4条件の1つ目は、危険鳥獣が人の日常生活の用に供されている場所等に侵入している、または侵入するおそれが大きいこと、2つ目は、危険鳥獣による人の生命、または身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があること、3つ目は、銃猟以外の方法によっては、的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であること、4つ目は、銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命または身体に被害を及ぼすおそれがないと認めるときとなっております。

過日、本町で実施した緊急銃猟については、上記4つの条件を確認した上で、国が定める緊急銃猟ガイドラインに沿った対応でしたが、今後起こり得るケースに備え市街地出没対応マニュアルの改定や警察や関係各課との役割分担についての再確認、対応訓練等を実施し、精度を高めていきたいと考えております。

また、実際の銃猟について、現状においては猟友会員から実施していただくことになりますので、実施体制の確認と実施訓練を行っていきたいと考えております。

緊急銃猟は市町村長の判断で実施するものであり、それに伴う損失については市町村長が補償することになります。万が一、人身事故が生じた場合は、国家賠償法に基づく国家賠償請求を市町村が受けることが想定されます。

以上のとおり、緊急銃猟の執行に当たっては、住民等の安全を確保しながらガイドラ

イン等を遵守し、適切に行っていきたいと考えております。

続きまして、教育長よりお答えさせていただきます。

○議長（菅原隆男） 教育長、迎田浩昭君。

〔教育長 迎田浩昭 登壇〕

○教育長（迎田浩昭） 小学校や中学校での在学中や登下校における児童や生徒、職員の安全対策についてお答えを申し上げます。

対策の1つ目として、令和5年度より熊対応の臨時スクールバスを運行しております。県の熊出没警報の発令や通学路周辺での熊の目撃、または人身被害等があった場合を基準とし、今年度は8月より運行しております。緊急時につきましては、保護者送迎を依頼するなど登下校時の安全対策を講じているところであります。

2つ目として、県教育委員会より出されている学校における危機管理の手引や環境省作成の熊類の出没マニュアル改訂版に基づき、登下校時はもちろんのこと、目撃や侵入時等の対応の仕方について周知を図り、各学校で安全対策を講じているところであります。

3つ目として、令和7年11月18日付、県学校体育保健課事務連絡において、保護者が送迎できない場合、個別の状況に応じて適切に判断するよう示されております。本町では、オンラインでの所在確認や授業参加等の対応を取り、学びを保障するという観点も大切にしているところであります。

今後の状況に応じては、タクシーの運行も検討しているところであります。安全対策と学びの保障対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

以上、佐々木議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） まず、近隣住民への情報周知という部分でお伺いをいたします。

町民の方々は、いつ熊が現れるか分からぬという不安の中で、もし近くに出没したという情報があれば、いち早くその情報を知りたいという声を多くお聞きします。目撃情報があった際は、速やかに近隣にお住まいの方々に細やかな情報をお伝えし、身の安全の確保に努めていただく必要があるのではないかと考えております。

地域によりましては、町内長さんであったり組長さんが独自のチラシを作成し、近くに熊が出たから気をつけてくださいというような周知をされておられるところもあるようでございます。なかなかそれも地域限定と申しますか、地域によって差があるようであります。いち早くその情報を伝えるということは、非常に大事なことなのかなと思って質問をいたします。

まず、ホームページの活用ということでお伺いします。

町民が容易に熊の出没情報を確認できる手段として、例えば町のホームページに専用のコーナーなどを設けるなどし、随時細やかな情報提供と随時更新できるような体制を

整えておく必要があるのではないかと考えますが、いかがか伺います。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

熊の出没情報については、先ほど副町長もお話ししましたが、出没した後にパトロールとか、地域の方に話をしているところでございますが、やはり今後、出没情報の周知については、関係各所等も含めて情報伝達の周知の方法、先ほど言ったホームページも関わりますが、周知の方法とか周知態勢について関係各課、関係各所とも再度協議をして精度を高めて検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

他の自治体のホームページなどを見ますと、事細かく情報が載っておりまして、どこでどういうような目撃があったということが一目瞭然という自治体もあるようありますので、ぜひそれらを参考にしていただきたいと思います。

それから、町の公式LINEであります、1次答弁の中でも公式LINEなども使って周知を図っておられるということではあります、ほとんど公共施設周辺であったりということではありますけれども、私も情報を入手しようと思っておりますが、なかなか正直細かい情報というのが入ってきておりません。町の行事、特に健康福祉課関連の行事などの情報が常に入ってきておりますが、ほとんど熊に関する情報というのではないと思っておりますので、これらもせっかく登録者数が増えているということをお聞きしておりますので、町民の安全確保という部分においてもまだまだ情報量が少ないと想いますので、それについても十分に活用していただきたいと思いますが、それについてもよろしくお願ひします。

続きまして、屋外拡声器、また戸別受信機での周知についてお伺いをいたします。

4月の水道事案に関する6月の一般質問でもお聞きしましたが、少なからず町民の安全が脅かされるかもしれないというこのような事態に、屋外拡声器が活用されないということに疑問を感じている町民の方々は、私のほかにも多くおられるようです。

お隣の長井市では、ちなみに全戸貸出しの防災ラジオや市内61か所ある屋外拡声機などもフルに活用し、また長井市の場合は、おらんだラジオでも情報提供しておりますが、それらをフルに活用し、熊の目撃に関する細やかな情報提供と注意喚起の放送を隨時行っておられるようです。

当町でも屋外拡声機、戸別受信機などを設備しておりますので、それらの情報提供がなかなか行われないということに関して、現時点、特に何か難しい課題などはあるのか改めてお伺いします。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聰君。

○総務課長（長岡 聰） お答えさせていただきます。

屋外拡声機等、あと戸別受信機を使用した情報提供ということでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど林政課長から関係各課で検討しながら対応していきたいという流れの中でございますけれども、私どもも長井市にお聞きしますと、緊急度ですか重要度に応じてそれらのメディアを有効に活用されているというお話がございましたので、やはりここはどのような情報であれば、こういうものを使うということを各課で調整をした上で、有効な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。たしか鮎貝地区のまちづくり座談会においても、そのような質問が町民の方々からあったと記憶しております。町長は、これからはそういう場合に対しては、町主導の放送などについて積極的に行っていくというような趣旨のお答えをされていたのかなと記憶しております。

こういった情報共有の体制が整いさえすれば、すぐにでも運用できる準備はできているというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聰君。

○総務課長（長岡 聰） お答えさせていただきます。

町の公式LINEですか、インフォカナル、メールに関しましては、今現在も加入されている方にはしっかりとお届けできるような状況でございますし、戸別受信機につきましても、そのような形でご利用をいただいている方には情報を届けることができるというようなことでございます。

4月の段階でJ-ALEERTの活用については、そのとき、想定はしていなかったというようなことでお答えをしましたけれども、こちらにつきましても緊急時の際は町内全域、そして各町内ごとに情報を届けできるような体制は整えてございますので、そのような中で、先ほど申し上げましたけれども、緊急度、重要度に応じた形の有効な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。この件につきましては、熊対策のみならず、常日頃の大雨であったりとか、地震情報などの際の防災にも関わってくると思いますので、早急に対応していただきたいと思います。

町の広報車による注意喚起も行っておられるようありますけれども、出没件数が多くなれば、町の単独での運行にはなかなか限界が生じるのではないかと推察いたします。

これは6月の一般質問でもお伺いしましたが、各地区のコミュニティセンターに広報車が配備されておるわけでありますので、地域限定でもよいので、どこそこの地域に出たというようなことがあれば、本当にその地域だけでいいと思いますので、コミュニティセンターの広報車での広報という部分にも協力を依頼してもよいのではないかなと思いますけれども、その辺の考え方についてお伺いします。

○議長（菅原隆男） 企画政策課長、加藤和芳君。

○企画政策課長（加藤和芳） お答えいたします。

これまで災害時や様々な事案のときに、地区コミュニティセンターにお願いして、町ではカバーし切れない周知活動を行っていただいたところでございます。

この熊の出没の件につきましても、先ほど林政課長からありましたとおり、内部で検討を行いまして、その度合い、例えば緊急性が高いものであれば、災害とかその他の事案等と同じように広報をお願いすることもあるかと考えております。以上です。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） やはり近くに熊が出たということを知るまでに3日もかかったという地域の方もおられるようありますので、来年に向けてその辺の調整を進めていただきたいと思います。

熊の出没に關し的確に注意喚起を行うという上では、目撃情報をできるだけ多く集める必要があるのではないかと考えます。また、ある獣友会の方々のお話でありますけれども、捕獲を行う際もその足取りをたどるためににはさらに多くの情報が欲しいとお聞きしております。

しかし、目撃しても通報の連絡先が分からないということであったり、110番通報では大きな騒ぎになるということを案じて、なかなか通報されないという方が多くおられるとお聞きしております。

こういった通報のしやすさというのを確保するためには、どこに電話をすればいいのかという、例えば林政課内または総務課内の通報専用ダイヤルというものはあると思いますので、それらをホームページや町報、またはチラシ配布などによって分かりやすく大きく周知をしていく必要があるのではないかと考えますが、いかがか。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、熊については通報していただく、情報を集めていってどういう行動をしているのかというのが非常に重要だということは分かっています。

町としては、今まで町報とか、年度当初の区長・副区長・町内長会議で、目撃情報については役場の代表、もしくは林政課に直接ご連絡いただきたいと周知をしているところでございます。

ただ、なかなか町報とかで電話番号の表示が小さいとかそういうのがあったり、ちょっとどこに電話していいのかが分らないという話もありますので、それについては今後も町民の方に広く周知して、通報していただくようにお願いしたいと考えておるところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。85の6122、それから6125だったと思いますけれど

も、そういうものが目の前に見えるような形と申しますか、例えば茶の間に貼ってあるようなものであったり、すぐ通報はここだというのが分かるようなものを整備しておくと、もう少し情報の収集が可能になるのかなと思います。

あわせまして、近接する市町、長井市だったり、朝日町だったり、そういうところの自治体の出没や目撃などに関する情報の共有というのはなされているのか伺います。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

近隣市町、例えば長井市とか朝日町の鳥獣担当とは捕獲頭数とか、出没の状況等について担当レベルで情報交換というのをいたしております。

例えばつい最近ですが、朝日町でわなの数が足らないというような情報をいただいて、わなを貸していただきたいというお願いが来るとか、そういうことで情報交換をしながら今、活動しているというところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 鳥獣には土地の境界線はないわけでありますので、近隣自治体との連携を密に図っていただき、例えば白兎、成田に出たから長井市だということでないわけでありますので、朝日町も同じであります。そういう近隣の情報なども目を光らせていただきながら、場合によっては当町に対しての注意喚起なども必要になる場合もあるのではないかなと思います。

気になる部分でありますけれども、冬期間の出没状況ということについてお伺いしますが、近年、なかなか冬眠しない熊が存在しているようだとお聞きしますけれども、昨年、もしくは出没が多かったおととしあたりは、冬期間の出没目撃情報などはあったのか、お伺いします。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

冬季と言われる12月から3月の期間において、過去3年で熊の出没というのは、町内でいきますと、居住地、市街地と言われるところの以外を含めてですが、令和6年の12月に3件、令和7年の2月に1件を確認した以外は、今のところ、確認はされていないところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。今年は全国的に異常なほどの出没ということで大分捕獲もされておりまして数も減ってきているのかなということも考えられますが、この辺については、熊の生態を研究されている方もおられますけれども、今後に向けて注視していきたいと思っております。

住民の安全確保という部分でお伺いをしたいと思います。

被害を未然に防止するための対策の一つとして、住民の方々向けの講習会などを行う

ことも有効なのかなと考えます。熊を寄せつけないための対策や万が一遭遇した際の行動や注意点、または熊の行動パターンなどある程度の専門知識と、そして、実施隊、獣友会の役割や仕事内容などをご存じないという方も意外と多くおられるようです。さらには、今度始まりました円滑な緊急銃猟制度の行使に向けての町民の理解を深めていただくなど様々なテーマが考えられますが、こういった住民向けの講習会や説明会などの実施、または開催の呼びかけについての考えを伺います。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

住民向けの熊対策の講習会の開催という話でございますが、基本的に町の出前講座というのがございます。こういうところで地域の方たちがこういう情報をいただきたいというようなお願いがあれば、町の担当者、あと獣友会の会員とか、会長とか、それにも呼びかけをしてご説明に伺いたいなと考えておりますので、ぜひとも出前講座を活用していただきたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。地域からお呼びがかかれば出向くということでございますけれども、行政側からもそういうことをしてみませんかというような呼びかけも大切なと思っております。

放任果樹の除去という部分でお伺いをいたします。野生鳥獣市街地出没対策事業として放任果樹の除去に対する支援を行っておられます、これまでの申請状況、または執行状況についてお伺いをいたします。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

不用果樹、放任果樹の伐採事業につきましては、本年度の当初予算で組んでいただいて、県から一部支援をいただきながら実施しているところでございます。

実際、今年の事業についてはもう予算的な上限まで来ましたので終了しているところなのですが、今のところ、申請件数は27件いただいております。伐採の本数については129本を伐採すると。多くは柿の木が占めているというところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 非常に多くの木を実施をされておられるようありますけれども、たしかNHKだったと思います。私もたまたまテレビのニュースを見ていたときに、白鷹町のこの放任果樹の状況についてのニュースが流れまして、メディアで取り上げられるほど白鷹町は特に多く実施されているのかなとそこで改めて認識したわけであります。自治体によってはそういう支援がないというところもあるそうでありますし、白鷹町は先進的に事業を進めておられるかなと思っております。

これも半分は県からのお手伝いをいただいていることであると思いますけれども、こ

これは熊対策として非常に有効な手段であり、また需要も多いということありますので、来年度以降も引き続きぜひ行っていただきたいと思いますが、または町単独での予算の拡充などについてのお考えなどをお伺いします。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

この事業は県から支援をいただいて、あと県と同額を町がのせて、あとは住民の方に3分の1ほど出していただいて事業をするということになっています。

今年度、白鷹町が多かったのは、当初に去年の切り残しがあったものですから、多く要望したところ、県からほぼ満額いただいたのと、あと全体調整の中で9月ぐらいに追加で、9月過ぎですか、お金が頂けるという形で県から61万円ぐらいお金を頂いたところがあります。

今後についても、県としては来年度以降も実施したいというお話をいただいております。それに向けてうちでも同じような体制を取りたいと考えているところでございます。まだ町内には柿の木、多いものですから、実際、今年度についてももう既に終了しているのですが、その後もお問合せをかなり受けておりますので、それについても対応していきたいと考えておるところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） この放任果樹の補助金については、本当に町民の方々も知らなかつたという方も結構おられまして、それがマスコミで報道になって以降、急激に問合せが多くなったとお聞きしましたが、私どもにもそういう問合せのようなものが多くございますので、ぜひ今後も行っていただきたいなと思っております。

あともう1点、今度は熊よけ花火についてお伺いします。この熊よけ花火を各関係各所に配布しておられるとお聞きしておりますけれども、その配布先とその数などについてお伺いをいたします。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

熊よけ花火については、年度当初の区長・町内長の会議において、各区長さんに30本ずつお渡しして、区内でもし熊がいるというときには使っていただきたいというようなお願いをしているところでございます。

ただ、30本を当初渡していますけれども、それをもう使い切ったというようなお話があれば、林政課であれば追加で配布しているという状況になっているところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

この熊よけ花火でありますけれども、専門の資格や知識を持つ人が使用するという前

提のようでありますけれども、本当にやけどや火災などの事故のリスクも高いということで、一般の人が気軽に購入して使うのは難しいとされておりますので、今、各区にも配布されているということで、本当に特に出没が多くて足りなくなつたからすぐ買ってくれというわけにはいかないようありますので、追加で配布しておられるということありますので安心をいたしました。

続きまして、職員、それから実施隊の安全確保という部分でお伺いをしたいと思います。実施隊や職員の装備の充実ということについて伺います。

先月17日に県の熊被害対策パッケージが取りまとめられまして、その中で市町村向けに鳥獣被害対策実施隊等の熊用ヘルメットなど装備品の購入支援というものが示されました。これは全市町村が対象だということでありますけれども、当町への支援としては、おおよそどれぐらいの金額が見込まれると想定しておられるのか伺います。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

今年9月から緊急銃猟が始まって、その後、緊急銃猟を実施するときに猟友会の会員さん、あと、町の担当が現場で対応するという形になります。その他の場合、先ほど副町長が言いましたが、例えば住宅に被害があるとか、そういうときには保険適用が必要になるという話で保険の加入費とか、あと、実際現場で活動していただく方のための盾やヘルメットについて、ある程度、購入しなきゃいけないという話がございます。それについては大体実際30万円ぐらいかかるかなという話で、それについて国県から今のところ、8万円弱ぐらいのご支援をいただいているというところで、これは県については今後、もう少し支援を追加できそうだというお話はいただいているところなのですが、まだ確定しているところではございません。できるだけご支援いただくこと、あともう一つ、緊急的な保険の加入とかありますが、これについては今後、来年度以降も必要性がありますので、それについては予算化するなり対応していきたいなと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 熊パッケージの内容を私も確認をさせていただいたのですが、もともとの予算が、こんなことを言ったら失礼なのかもしれません、思ったほど多くなかつたなという感想がありました。町にとりましても、できるだけそういった支援を活用していただきたいと思いますけれども、やはり日々の見守り、それから捕獲活動に加えまして緊急銃猟の行使ということで、実施隊の方々にはさらに安全確保が重要視されていると思います。

ヘルメットや盾といった部分については考えておられるようありますけれども、さらに活動される隊員の方々の連帯、それから士気を高めるため、もしくは活動される隊員の方の町民への認識をさらに深めるためにも、白鷹町鳥獣被害対策実施隊としての制

服となる活動服なども充実させる必要があるのではないかなどと考えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

現在のところ、実施隊イコール獣友会の会員さんなのですが、そこから、例えば制服とか、それについてご要望はいただいているところでございます。今後も獣友会の会員とは情報交換をしながら必要な備品、それについてどういうのが必要かというのもお話を伺いながら検討していきたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

今後、獣友会の方々との話合いの中で恐らくそういった話も出てくるのではないかなどと思いますので、対応をお願いしたいと思います。

なかなか支援を当てにするというよりも、町単独での支援という部分も多くなるのかななど思いますけれども、ぜひ安全確保のためでありますのでご検討いただきたいと思います。

続きまして、実施隊の負担軽減ということでお伺いをしたいと思います。

地域活動の後方支援ということで、例えば捕獲わなを設置後の見回り活動などを地域の方や農地の地権者の方などにお願いしてはどうかという声も出ております。これも安全上の課題などはあると思いますが、ほかの自治体等での前例などはあるのか、もしくは町としての見解などについてお伺いをいたします。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

実施隊の捕獲活動については、非常に大きな負担がかかっているということは認識しているところです。特に熊の有害捕獲については、非常に危険を伴う作業ということになります。

ただ、やはりこれができるのは狩猟免許を取得して技術、技能を有している方なのでやっていただけるというところがあります。

先ほどお話がありました後方支援という話でございます。例えばわなを設置した見回りという話になると、要するに餌で誘引しているわなでございますので、例えば、わなに入っていないけれども近くまで熊が来ているとか、そういうことがあって一般の方にお願いをするというのは、安全性を考えるとなかなか難しいのかということでござります。

実際全国を見れば、協力をしていただける方というのがおられるのですが、やはりその方も免許は持っていないけれどもかなり訓練をされた方というのが協力していただけているというようなお話を聞きますので、なかなかすぐにその体制をつくるというの

は難しいのかなと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） なかなか民間の方々にお願いするということは、難しい面もあるのかなと認識しております。

そこで獣友会の方々の負担の軽減という部分で、人材確保という部分につながると思うのですが、ガバメントハンター、いわゆる公務員ハンターについてお伺いいたします。

狩猟免許などを持ち野生鳥獣の捕獲や管理を行う専門知識のある自治体職員、ガバメントハンター、いわゆる公務員ハンターと言われておるものでございますが、獣友会の高齢化や鳥獣被害の急増に対応が追いつかなくなっているという現状の中、そういった人手不足に対応する安定した人員の確保ということに加え、行政と獣友会の橋渡し役、それから被害への迅速な対応として期待されております。

当町のガバメントハンターを導入する考え、または導入を検討する場合の課題などについてお伺いをいたします。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

国が作成した熊被害対策パッケージという中で、中長期的な取組としてガバメントハンターという専門人材の育成というのが掲げられているのは確かでございます。

現在、狩猟免許の保持をしてくれる方自体が非常に減っているということで、維持もなかなか難しい現状で、専門人材として捕獲もしくは鳥獣対策をしていただけるガバメントハンターというのを公共団体の中で雇っていくというのは、なかなか免許を持っているとかそういうのがありますので、なかなかすぐに対応ができるというのは難しいのかなと考えています。考えなくてはいけない点ではありますが、今の現状では難しいかなと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 国でも重要な対策の一つと位置づけられておりますので、今後、何らかの支援などあるかと思いますので、期待したいと思っております。

それから、ドローンの活用ということでお伺いをいたします。

実施隊の安全確保だけではなくて、負担軽減としてわなの見回りや熊の搜索、追跡などにドローンの活用というのが推奨されておりまして、先月19日には、県が主催するドローンを用いた鳥獣被害対策研修会というものが鶴岡市で開催されております。当町では担当者は恐らく出席なされなかつたと思いますけれども、当町では、そういった被害対策にドローンを導入されたいというような考えはおありなのかについてお伺いをいたします。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

ドローンといつても、赤外線センサーをつけたドローンの講習というのが県の主催でやったというのは確認しておって、確かに有効性は非常に高いのかなと考えております。

ただ、今後も導入に対しては、いろいろな情報を収集しながら、ドローンの導入については検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） ドローンといつても、一概に様々なものがあるようあります。

やはり赤外線センサーによって識別するというものだと、非常に値段が高くなるというようなこともお聞きしております。

国や県などから様々な交付金、補助金というメニューがありますけれども、こういったドローン導入のために活用できるような支援というものはないのか、その辺の見解をお願いします。

○議長（菅原隆男） 林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） お答えいたします。

国から交付金を頂いたメニューの中に、IT化についてもメニュー上、載っているものですから、その辺がドローンの導入とか、そういうのにも活用できるのかなというところがございます。その辺もどういうメニュー上で購入ができるのか、検討していきたいなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 国でも熊対策パッケージの中で補助金や交付金による支援の枠を拡充するという方針が示されておりまして、従来の電気柵や捕獲支援に加えまして人材確保や様々な財政支援が強化される見込みだということあります。

また、近年では、ただいまお話しいただきましたIT関連でありますとか、スマート鳥獣被害対策、もしくは新しい技術の導入ということに対しても、国として促進する方向が示されておるようあります。

ドローンなどもその一つとされておりますけれども、既にそういった補助金を活用して導入をしている自治体というものもあるようありますので、今後の検討の材料となるのではないのかと思っております。

続きまして、小中学校での安全対策という部分でお伺いをいたします。

県内でも学校の敷地内に熊が侵入するという事例が複数発生しております。小中学校での活動中や登下校時などにおいて、例えば熊から身を守るための手段など、児童・生徒への指導というものはどのような形で行っておられるのかを伺います。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

児童・生徒への指導につきましては、熊鈴の携行等を指導するとともに、学級や全校集会で、できるだけ複数で登下校することや未然防止を含めまして自衛や遭遇時の対処

方法などにつきまして、発達段階に応じまして指導を行っているところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） あわせまして、保護者への注意喚起ということでありますけれども、特に登下校時の付添いなど保護者の方々自身の安全確保に向けての注意喚起ということも非常に大切なことかと思いますが、例えばPTAの会議の場などのほか、書面等での見える形でのお願い、注意喚起というのは行っておられるのか、お伺いします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

熊出没等の緊急時につきましては、現在、今年度から導入しておりますつながるLINEを利用いたしまして、関係機関からの情報を各家庭に迅速に共有し注意喚起を行つておりますし、その際には保護者送迎や付き添って登校するなどのお願いをしているところでございます。

また、登校時を中心にスクールガードリーダーによる見守りも行っておりまして、教育委員会や学校を通した保護者家庭への迅速な周知に努めているところでございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

学校によってはメールであったり、LINEであったり、電子メールなどによって周知されておられるようありますけれども、私も20年ほど前に保護者会、蚕桑小学校の保護者会に携わっていた関係上、その当時、登録したメールのアドレスがそのままになっておりまして、今年になって急に熊関連の情報が入ってくるようになったということで、学校では非常にそういう細やかな発信なども行っておられるのかなと思ったところであります。

教職員に対しての指導ということでありますけれども、研修であります。熊被害に限らず、緊急時の対応についての教職員の方々への研修、または指導等などについては、どのような形で行っておられるのかを伺います。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

教職員の研修につきましては、11月に政府の熊被害対策パッケージが取りまとめられましたので、熊出没時の安全対策等の実施や各地域の実情に応じた学校における危機管理マニュアルの改定が行われておりますので、それらが各小中学校に周知されている状況でございます。

また、県におきまして専門家を派遣して講義演習での具体的な対処方法やフィールドワークによる学校周辺の危険箇所や対策を行う事業も行われる予定でございますので、それらの積極的な活用について検討している状況でございます。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

県の対策パッケージの中にも盛り込まれておりますので、ぜひそれらに向けて対応していただきたいと思います。

時間もありませんので、最後に質問させていただきます。

学校、または保育園でありますけれども、熊よけの花火、または撃退スプレーなどの配置は行っておられるのかを伺います。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

今現在、スプレーや花火等は設置をしてございませんが、学校の敷地内に寄せつけない対応といたしまして、ロケット花火等による追い払いが有効であると言われておりますので、近隣住民への説明など行いながら今後、検討してまいりたいと思います。

また、スプレーにつきましては、至近距離での遭遇等、緊急的な対応となります。こちらにつきましても、保管場所や対応時の有効性等について、学校の状況を踏まえながら今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

保育園等での配置はどのようにになっているか、伺います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

熊撃退スプレーにつきましては、園自体で準備をしていただいておりまして、もう準備済みのところ、あとは今後、スプレーを購入予定のところ、全て準備していただく予定となっております。以上です。

○議長（菅原隆男） 佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

児童・生徒、そして、園児たちの安全確保のためにもそれらを進めていただきたいと思います。

終わりになりますけれども、近年、まき拾いや山菜取りなど山に入る人の数が減少し、また山の森林の管理もなかなか行き届かないということで、また中山間地域での耕作放棄地なども増加するなど、害獣の隠れ場所が増えたことなどによって、人と獣のすみかの境界線が曖昧になってきているということが言われております。大学など様々な機関で熊をはじめとした有害鳥獣の行動についての研究が進められておりますが、それらをまずは人里に寄せつけないための対策というものを、行政や地域がこれから一体となつた抜本的な対策を取ることも必要なことになってくるのかなと思います。今後の取組に期待し、一般質問を終わります。何かご答弁があれば。

○議長（菅原隆男） 以上で佐々木議員の一般質問を終わります。

次に、健康寿命の現状とさらなる延伸について、6番、丸川雅春君。

[6番 丸川雅春 登壇]

○6番（丸川雅春） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

毎年、本町では敬老の日を目安に、各地区におきまして高齢者の長寿を祝う敬老会が開催されています。私の住んでいる地域におきましては、残暑による体調面を考慮して10月の中旬に行われるようになり、お招きをいただいております。今年は、白寿者表彰1名、米寿者表彰4名がいらっしゃり、出席されました皆様の元気な姿を拝見しまして、改めて健康のありがたさを感じたところであります。

こうした健康維持や福祉の充実につながるものとして本町では、平成6年に健康都市宣言を制定し、令和4年にはさらなる保健、医療、福祉の一体的実施を進めることを目的に、「第2期健康と福祉の里構想」を策定しました。

昨年度より、この構想の実現に向けて健康福祉センターの改修に着手され、いよいよ12月6日にグランドオープンをする運びとなりましたことは、皆さんご承知のことと思います。

本町では、この構想における基本的事項の心と体の健康づくりの項目において、人生100年時代を迎える健康寿命をいかに延伸し、肉体的にも精神的にも元気で健康に活躍できる場面づくりを進める必要があると捉えておられ、また、世界保健機関では、健康寿命の延伸が高齢化社会における重要な課題であると提唱しています。

本町の健康増進計画では、健康寿命の考え方に基づく指標として、平均自立期間を用いておられます。この平均自立期間について延伸しているのか、現状についてどのように捉えているのか伺います。

次に、今年は、戦後の第1次ベビーブームの1947年から1949年に生まれた団塊の世代と呼ばれる方が全て後期高齢者となり、日本の総人口の約5人に1人が後期高齢者となることや、人口減少により生産年齢人口の減少も進んでいく中で、高齢化による介護費用の増加で、現役世代の介護保険料負担が増加しているという報告もされています。

このような現状を踏まえると、健康寿命のさらなる延伸は、地域の活力の高まりや労働力の確保につながり、医療費や介護給付費等の軽減も期待され、社会保障制度をより持続可能なものとしていくことができると言えられます。

このようなことから、本町としてもさらなる健康寿命の延伸への取組は重要であると思われ、本町での健康寿命の延伸につながる取組において、現在、どのような課題があるのか、また今後、さらなる延伸についてどのような考え方があるのか伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原隆男） 副町長、田宮 修君。

[副町長 田宮 修 登壇]

○副町長（田宮 修） 丸川議員の一般質問にお答えいたします。

今後ますます高齢化が進むと予測される社会において、多様で柔軟な働き方も含め、予防や健康増進の側面からも生きがいづくりを進め、地域の担い手を確保していく必要があると認識しております。

そのためには、肉体的にも精神的にも元気で健康に活躍できる場面づくりを進め、町民の皆様が健康な体を維持し、自立した生活を続けることが大切です。

ご質問にありました健康寿命の指標としております本町の平均自立期間につきましては、令和4年は80.9歳となっており、山形県平均、全国平均とほぼ同じ81歳前後で推移しております。

平均自立期間を延ばしていくことは簡単ではありませんが、バランスの取れた食事と適度な運動、十分な休息で健康な心と体を維持する健康づくりと介護を要する時期を遅らせる介護予防を着実に進めることが重要であると考えております。

続いて、延伸に向けた現在の課題と今後の考え方についてお答えいたします。

本町の健康づくりや介護予防、平均自立期間延伸に向けた課題としては、健診結果や医療費の傾向、介護が必要になった方の医療の状況から、高血圧や心臓病といった病気で治療されている方の割合が多いこと、また健診時の問診結果から、県や国と比べて運動習慣がある方の割合が低いこと、日中の健康教室に参加できる方が限られていることが挙げられます。

高血圧や心臓病の予防の対応としては、減塩や野菜の摂取をはじめとする食生活に加え、適度な運動の実施などの生活習慣の改善が大切です。

また、運動不足や社会参加の機会の減少は、身体面だけでなく、心の健康にも影響することが指摘されており、心身両面から取組を強化していくことと、個人の健康づくりを支える環境整備が必要であると考えております。

このような課題に対して、今年度、推定食塩検査の対象を後期高齢者まで拡大し、その結果を活用した減塩指導を健診結果説明会などで行っております。

また現在、地域で健康づくりにご尽力いただいている健康づくり推進員の皆様には、「私たちの健康は私たちの手で」の信条の下、塩分を控えた味つけの食事を地域の方に食べていただく健康づくり教室やみそ汁の塩分濃度測定、健康まつりでのだしの試飲など減塩の普及に取り組んでいただいており、地域の健康づくりの要としてご活躍いただいております。

加えて、運動をはじめとする健康行動の継続や、健康づくりに取り組みやすい環境整備として、第2期健康と福祉の里構想に基づき、健康福祉センターの機能強化を進めてまいりました。

世代を超えて集い、子育てや健康づくり、交流を通じて心と体の健康を支え合える場となるような施設整備を行うとともに、デジタルを活用した効果的な健康づくりに取り組んでおります。

10月10日からはプレオープンとして、天候や季節に左右されず運動できるトレーニングルームの運用を開始しており、12月6日のグランドオープン後には、多世代交流スペースのカフェやコワーキングルーム等の利用を開始し、交流機会の拡大や運動機会の増加を通じて心の健康づくりにもつなげてまいります。

また、土日も開館し、開館時間を夜9時までとすることで、日中に時間を取りにくい働く世代の皆様にも利用しやすい施設とし、幅広い世代での交流促進と運動習慣の定着を図ってまいります。

さらに施設と連携したデジタル施策として「白鷹健紅ウェルネスポイント事業」の実証実験を開始しております。センターに設置した体組成計や血圧計のデータをアプリ上で管理し、運動効果見える化することで、健康づくりを継続しやすくするとともに、歩数やトレーニングルーム利用に応じてポイントが付与される仕組みにより、楽しみながら心身の健康維持と運動習慣の定着に取り組めるよう後押しするものです。

今後はポイントの付与項目にボランティアポイントも設定予定であり、除雪や地域の困り事の解決、介護予防や健康づくりのサポーターで活動する方が増え、やりがいを得ながら長く活躍できるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

これらの事業の目的や取組内容については、町報のほか、SNSも活用した周知に努め総合的に進めていくことで、町民の皆様の平均自立期間の延伸につなげてまいります。

人生100年時代の安心の基盤は健康です。引き続き、町民一人一人が健康で生き生きと活躍できるまちづくりに取り組んでまいります。

以上、丸川議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（菅原隆男） ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を午後1時15分といたします。

休憩 （午前1時57分）

---

再開 （午後 1時15分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行します。丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） それでは、2次質問をさせていただきます。

答弁に、本町の平均自立期間に関しましては、令和4年のデータでありますが、80.9歳ということで県平均、全国平均とほぼ同じ、81歳前後で推移しておりますという答弁がありました。こうした平均より大幅に本町の自立期間が下回っているとすれば、早急な対策が必要になってくると思われますが、まずは今後も町民一人一人に平均自立期間延伸という意識の高まりを持ち続けていただくことや、新たに持っていただくことが大切であると思われます。

環境的には12月6日にオープンする健康福祉センターにおいて、運動や交流機会の機

能が強化されることによって、自分の健康は自分で守るという意識が向上されていくことが期待されます。

そして、誰もが健康に関心を持たないということではないと思いますが、中には、やはり無関心な方もいらっしゃると思いますが、こういう意識があれば、平均自立期間の延伸にもつながらないと思いますが、こうしたことから無関心、あまり関心を持っていない方への取組といいますか、関心を持っていただくための取組については重要になつてくると思われますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

健康寿命の延伸につきましては、無関心層へのアプローチは、健康づくりの大きな課題と受け止めております。

副町長の答弁にもありました「しらたか健紅ウェルネスポイント事業」は、ふだんの歩行やボランティア活動への参加がポイントになり、楽しみながら健康づくりにつながる取組でございます。日常の中で自然に健康行動を後押しする仕組みといたしまして健康づくりのハードルを下げるものでございます。

また、毎年実施しております健康まつりや健診の個別の案内など、健康を意識する機会と捉えまして、積極的な情報提供を行い、健康づくりのきっかけを行つてまいります。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 様々な情報提供を行いながらそうした無関心層といいますか、無関心な方に興味を持っていただくということ、本当に大事だと思います。

ただいま第1答弁にもありました「しらたか健紅ウェルネスポイント事業」、本当にこれは楽しみながら健康づくりを推進するための取りあえずの実証実験ということですが、ほかの市町村でもポイントを付与する事業はあると認識しておりますが、本当に実りあるものにするために今現在、対象者数、そして、今参加されておられます性別と年代の傾向について、分かればお聞かせください。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

この「しらたか健紅ウェルネスポイント事業」については、19歳以上の方を対象とさせていただいております。12月3日現在で214名の方の参加をいただいております。

内訳といたしましては、男性78人、女性が136人の状況でございます。年代別の状況でございますが、30代までが27名、40代から60代までが146名、70代以上の方が41名の参加の状況となっております。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） それぞれの年代に幅があるようでございますが、中間層の方々が興

味といいますか、健康にそれだけ、これからその年代を迎えるに当たり、健康に興味があるのだなということが推測されますが、本当に自分の健康は自分で守るということありますので、実りある実証実験によりましていい事業にしていただきたいと思います。

そして、自分の健康は自分で守るという意識を持つことは、何においても本当に大変重要であり、丈夫で長生きしたいということは誰もが持つ願いだと思います。そのためには健康診査を受診して自分自身の健康状態を把握することが一番大切ではないかと思っておりますが、健康診査を受診することで、その結果により本当に自分の生活習慣を見直す機会にもすることができます。平均自立期間の延伸にもつながると思われる、その健康診査の受診率というものを本町ではどのように捉え、また、受診率向上の取組についてどのような取組があるか、伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

町の健康診査につきましては、毎年、地区コミュニティセンターや町立病院を会場に実施しております、受診率の向上対策といたしまして対象者全員に日程を設定した検診セットをお送りいたしまして、また未受診だった方にはがきによる再勧奨を行うなどの対応をいたしております。

町で受診率を把握している40歳から74歳の国民健康保険加入者の方の特定健康診査の受診率でございますが、令和6年度は60%となっており、75歳以上の後期高齢者健診は31.5%となっております。健康増進計画に掲げた目標が、特定健康診査は60.8%の維持、後期高齢者健康診査は28%となっておりますので、目標に届く状況、または目標に達した状況となっておるところでございます。

健診を習慣的に受診しまして自身の健康状態を知ることは、健康づくりの効果を確認して次につなげるために大変重要ですので、引き続き受診率向上に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 対策としまして郵送で促しておられると、本当にこれは大切なことだと思います。

そして、話題になりました国民健康保険、40歳から74歳における特定健康診査の受診率が60%、そして後期高齢者の75歳以上の方の31.5%ということで、掲げている目標に達しているか、近づいていることで、これは本当によいことだと思いますが、国民健康保険加入者における特定健康診査において、メタボリックシンドロームに該当される方も相当数いらっしゃると思われますが、その方々は、その年度におきましては多分丁寧な保健師による指導があると思われますが、次年度以降の該当された方の状況把握は重要であると思われますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

メタボリックシンドロームに該当した方の次年度以降の状況につきましては、特定健診を通じまして腹囲や血圧、血糖、脂質などの数値がどのように変化しているかを確認させていただいているところです。

あわせて、特定保健指導を受けた方につきましては、次年度の健診結果から生活習慣の改善ができているかについても見せていただいております。その結果、必要な方には、保健師が生活習慣の振り返りや相談支援を継続して行わせていただきまして、特定保健指導につなげるなど、無理なく取組を続けられるようにフォローをさせていただいております。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 継続されて指導されているということを伺いました。これは大切なことだと思います。

そして、こういう継続されて指導されておられる中で改善状況ということについては、どう捉えているか伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

令和6年度の特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率でございますが、5%となっている状況でございます。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 100%のうち5%でありますので大変少ない数字だと思いますが、やはりなかなか腹囲を減らすということは本当に大変厳しいことだと思われます。丁寧な保健指導によって、せっかくトレーニングルーム、健康福祉センターに設置されたわけでありますので、その活用の拡大も図りながら改善される方が増えることを期待したいと思います。

そして、また1次答弁の中に減塩に対する普及の取組の話題がありましたら、やはり高血圧のリスクから減塩の指導、大変重要であると思われ、それと並行して、健康で長生きするためには本当にエネルギー不足にならないためにも、常日頃における栄養バランスの取れた食事を取っていただくことも大切であると思われますが、このような指導についてはいかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

栄養面の支援につきましては、フレイル予防や生活習慣病予防の要であります。運動と並ぶ重要な柱と考えております。保健師や管理栄養士が行う健康教室や指導の際には、町の健康づくりの課題である減塩について意識して内容に取り組むようにしております。

また、運動や介護予防の効果を高めるための栄養の取り方といたしまして、介護予防

教室などで管理栄養士と歯科衛生士が食事や口腔、口また歯の健康づくりについての講話を実施しておるところでございます。今後も総合的に健康づくりを支えることで、栄養状態の改善にもつなげてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） やはり口、そういう食べ物を食べる器官が衰えれば、栄養が取れなくなるということで、こういうフレイル予防、本当に大切だと思います。

そして、延伸に向けた課題の中で、答弁にも生活習慣の大切さが捉えられておりますが、もう少し踏み込んで生活習慣の中で中・重度要介護発生率が低くなるよい習慣、そして、高くなる悪い習慣の周知の拡大も重要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

介護の重度化を防ぐ生活習慣の周知の拡大につきましては、分かりやすく、またご自身の生活に取り入れやすい形でお伝えすることが大変大切だと考えております。栄養、運動、口腔、またフレイル予防などにつきましては、介護予防教室や健診の結果説明会などで日常生活で実践しやすいポイントに絞りまして、分かりやすくお伝えしておるところです。

また、身近なお友達同士のお付き合いの中でとか、近所の付き合いの中で話題になり、そういう習慣について共有されることも周知の拡大の機会となると考えておりますので、健康づくり推進員の皆様による健康づくり教室や地域の触れ合いサロンなどの場で、町民の皆様と対話をしながら周知に努めてまいります。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 觸れ合い、本当に様々な方が触れ合って話すことによっても、そういう話題づくりという環境も本当に大切だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、平均自立期間延伸に向けた課題の中で、答弁にもありました高血圧や心臓病の割合が多いと答弁ましたが、全国的に見ますと、骨粗鬆症による骨折から介護が必要になるという事例が全国的に少なくないという報告があります。

骨粗鬆症は40歳以上の女性が発症する割合が高いということで、自覚症状がなく直接的に生命に関わる病気ではないということですが、18歳頃までに骨の強さを表す指標の一つとされる骨密度はピークに達するということです。こうしたことを考えると、本当に骨折による介護状態になることを阻止するために、若年期からの骨粗鬆症に対する啓発も重要になってくるかと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、骨密度のピークは10代から20代で若い頃からの取組が大

変重要になるものでございます。

子どもの健康づくり健診や乳幼児健診などの機会に、成長過程にあるお子さんや子育て世代の皆様に、バランスのよい食生活や運動についての情報提供を行っておりますので、継続してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 転ばない環境づくりも大変重要なと思いますので、本当に丈夫な骨づくりの対策、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、健康福祉センターのトレーニングルームが、10月10日からプレオープンとして運用を開始しています。本町の公式LINEでも、ウォーキング等で熊等の出没による被害を避けるため、トレーニングルームの活用を推奨されていますが、本当に評判もなかなかいいようで聞こえてまいります。そのような中での、プレオープンであります、現在までの利用状況を伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

トレーニングルームの利用状況につきましては、10月10日の供用開始以来、11月30日までの期間でございますが、休館日を除く稼働日数は38日でございました。その間、利用者数は延べ2,269名、1日平均の利用者数は60名でございました。

傾向といたしましては、土日の利用が多い状況で、平日の午前は比較的高齢の方、夕方以降は比較的若い方にご利用いただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 延べ人数として2,269人、平均として60名という答弁がありました  
が、本当にこれは大変すばらしいことだと思います。

そして、これから本格的なオープンになるわけでありますから、本当に町民の方へのPRを引き続き行っていただきまして、利用頻度が多くなることを期待しているところであります。そして、今後もより多くの方に親しみを持っていただくためには、トレーニングルームを含めた施設の愛称というものもあれば、親しみやすさはもっと増すのではないかと思いますので、愛称、トレーニングルームといいますか、健康福祉センターの愛称を公募により実施したらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

10月10日からのプレオープンといたしまして一部供用を開始しております。今後、グランドオープンを迎えて全施設の供用を開始するとともに、施設を活用した事業を展開してまいります。より多くの方に親しまれ、利用いただける施設となるよう、施設の愛称を募集してまいりたいと思っております。

具体的には、町報12月号及びホームページ等で広く周知をさせていただきまして、審

査会にて選ばれた愛称についてはホームページ等で公表し、看板やパンフレット等に広く利用させていただいて、健康福祉センターを身近に感じていただけるような施設にしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） そのような計画があるということで、本当に末永く町民から愛される名前、楽しみとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次になりますが、本町の将来を担う児童・生徒について伺います。

自分自身を振り返ってみると、小学校、中学校の当時は健康であるのが当たり前という考え方で、そんなに健康について深く意識したことはなかったような気がします。ここに来て同級生が集まれば、どんな薬を飲んでいると、そんな話題になりますが、その当時は本当に健康であったのが当たり前という考え方で、やはりそれはその当時から健康にもう少し関心を持てばよかったと思っておりますが、本町では、小学校5年生及び中学校2年生の希望者を対象に子どもの健康づくり健診事業を行っていますが、その結果といいますか、結果にどのような傾向があると捉えているか伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、子どもの頃からの生活習慣は一生の健康づくりに影響するとの認識しております、家庭・地域・保育・教育施設・学校などと連携しながら取り組んでいるところでございます。

子どもの健康づくり健診につきましては、その中でも特に力を入れて取り組んでいる事業でございます。令和6年度の状況でございますが、小学5年生38人、受診率が43.7%でございます。中学2年生は40人、受診率が35.7%でございます。総合判定が要指導、または要受診の児童・生徒さんは全体で30名、38.5%の状況でございました。内容としましては、脂質、血圧、尿酸、血糖の項目で要受診、要指導の割合が多い傾向にございました。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） やはり小学校、中学校におきましても、要指導という結果が38.5%ということでありまして、希望者でありますので全員というわけではありませんが、全体としての割合ですのでそのような傾向があると分かりました。

平均自立期間延伸に向けた課題といいますか、延伸につなげるためには、児童・生徒への早い時期から、本当に若いときからの自分自身の健康状態を把握することの重要性を教え、健康に关心を持たせる対策も大事であると思われますが、こうした健診を行った後のこうした关心を持たせる対策、全体を通してでありますと大事だと思われます。どのような対策といいますか、そういう対策についてはどう思われるか、伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

早い時期からの健康に关心を持たせる対策といたしましては、子どもの健康づくり健診の案内にリーフレットを同封させていただいております。全ての児童・生徒の皆さんに、子どもの頃からの生活習慣が将来の健康に影響があるということをお伝えさせていただいております。

また、健診を受けた方につきましては、健診結果と問診票の回答を踏まえまして、保健師が結果に応じまして文書や電話などで保健指導を行っております。毎日の過ごし方が自分の健康につながることを意識していただけるよう、工夫しながら行っているものでございます。

また、毎年実施しております健康まつりでは、お子さん向けの体操やコーナーを設けることで、子どもを含めた幅広い年代の方が健康に关心を持っていただく機会をつくりおるところでございます。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 結果も含めて保護者に対する啓発も本当に大事なことであると思われます。そして、家族全体でそういう機会を、健康平均自立期間、健康寿命といったものをお話しくする機会も重要と思われますので、こうした対策、よろしくお願いしたいと思います。

そしてまた、老後に平均自立期間が延伸して楽しく毎日を過ごすためには、やはり視力、目における病気を防ぐことも大切であると思われます。視野が狭まる緑内障に目を向ければ、軽度の近視でも緑内障のリスクが数倍に高まるという報告もあるようでありまして、近年は全国において近視の低年齢化が進んでいるという報告があるようあります。こうした早い時期からの近視予防のための生活習慣の推進も大切かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

子どもの眼科の異常を早期に発見しまして適切な治療や訓練につなげるために、町では3歳児健診で眼科医による眼科健診を実施しております。令和6年度は52名が受診されまして、経過観察や治療が必要とされたお子さんは17名いらっしゃいました。

予防のための生活習慣といたしまして、デジタル機器の適切な利用について、乳幼児健診等でお伝えをさせていただいております。

目の健康は生涯を通して大切だと認識しておるところです。今後も異常の早期発見と対応に努めてまいります。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 3歳児健診でそういう健診をされておるということで、小学校、中

学校に行けば、デジタル化が進んでおりましてタブレットの活用等もあることになりますので、本当に目が疲れる、近視になる傾向が考えられますので、その辺の対策、よろしくお願ひしたいと思います。

高齢化が進む中で平均自立期間が延びるということは、何よりも自分自身にとって大変幸せなことであると思われます。そしてまた、一番最初に申しましたが、現役世代の保険負担料を少しでも軽くすることにもつながると思います。このようなことからも、早い時期から自分自身の健康に关心を持たせる取組、自身の生活習慣を見直すきっかけとなる健康診査の受診率アップへの取組、そして、それに対する変わらぬ保健指導を継続していただきまして、少しでも本町の平均自立期間が延伸されることを期待しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅原隆男） 副町長、田宮 修君。

○副町長（田宮 修） 私からもお答えさせていただきますが、自分の健康は自分で守るということが基本だと思います。

また、健康であることは自分や家族だけでなく地域にも貢献するのだと、そういう文化も、やはりつくっていく必要があるのかなと思っております。

町といたしましても、町民の意識が醸成するような取組や実践できるような環境整備や環境を確保するという取組をしっかりとしていきたいと思います。以上です。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 副町長の貴重な答弁、最後にありがとうございました。一番最初の1次答弁に、平均自立期間を延ばすことは大変難しいことであると答弁があったわけですが、今、副町長の答弁をお聞きしまして、本当に心強く思ったところです。本当にありがとうございました。

○議長（菅原隆男） 以上で丸川議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了しました。

---

#### ○議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第6、議第67号 白鷹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

〔副町長 田宮 修 登壇〕

○副町長（田宮 修） ただいま上程になりました議第67号 白鷹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、乳児等通園支援事業の実施に当たり、必要な設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

議第67号 白鷹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について。

白鷹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

白鷹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

趣旨。

第1条、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

定義。

第2条、この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準において使用する用語の例による。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準。

第3条、法第34条の16第1項の規定に基づき、条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものほか、基準府令の定めるところによる。

乳児等通園支援事業の乳児室の面積の基準。

第4条、一般型乳児等通園支援事業所及び余裕活用型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児または満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上あることとする。

委任。

第5条、この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

条例の内容につきましては、面積要件は県の基準に準じながら、その他の要件は国の定める基準に準じる形で設定する予定としております。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第67号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第7、議第68号 白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

[副町長 田宮 修 登壇]

○副町長（田宮 修） ただいま上程になりました議第68号 白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の全部を改正するため提案するものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

議第68号 白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について。

白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する。趣旨。

第1条、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準。

第2条、法第34条の16第1項の規定に基づき、条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の定めるところによる。

委任。

第3条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、児童福祉法の改正に柔軟に対応するため、整備させていただくものです。

なお、当町には本事業を実施する事業所はございません。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第68号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第8、議第69号 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

[副町長 田宮 修 登壇]

○副町長（田宮 修） ただいま上程になりました議第69号 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

議第69号 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、同法を引用する条項を整理するなどの所要の整備を行うものでございます。

引用条項、文言を整理するものでございます。

附則。

施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第69号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第70号～議第72号の上程、説明

○議長（菅原隆男） 日程第9、議第70号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第11、議第72号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上、各会計補正予算3件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第70号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

[副町長 田宮 修 登壇]

○副町長（田宮 修） 議第70号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、保育園運営委託料の改定をはじめとした福祉関連施策や住宅関連施策への対応のほか、深刻化する熊対策の強化やDXのさらなる推進など緊急性の高い事業に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金、地方債、繰入金及び繰越金等で対応するものであります。

このほか、白鷹町斎場管理運営業務等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億3,150万円を追加し、歳入歳出それぞれ110億1,580万円とするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聰君。

○総務課長（長岡 聰） ご説明申し上げます。

補正予算書（第3号）の1ページをお開きください。

議第70号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,580万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

14款国庫支出金、3,151万円、10億5,428万1,000円。

15款県支出金、1,411万6,000円、9億410万3,000円。

18款繰入金、700万円、5億1,361万8,000円。

19款繰越金、4,198万3,000円、4億5,108万2,000円。

20款諸収入、29万1,000円、2億7,597万7,000円。

21款町債、3,660万円、19億3,090万円。

歳入合計、1億3,150万円、110億1,580万円。

3ページをお開きください。

歳出。

2款総務費、704万4,000円、14億7,888万5,000円。

3款民生費、6,594万9,000円、24億1,089万2,000円。

4款衛生費、347万9,000円、8億9,904万円。

6款農林水産業費、176万1,000円、7億1,131万9,000円。

7款商工費、314万9,000円、6億6,889万1,000円。

8款土木費、3,215万円、16億2,840万2,000円。

9款消防費、254万8,000円、5億7,012万円。

10款教育費、1,162万円、12億1,290万円。

4ページをお開きください。

11款災害復旧費、380万円、2,594万5,000円。

歳出合計、1億3,150万円、110億1,580万円。

5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正、追加でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

白鷹町斎場管理運営業務、令和7年度から令和12年度、7,050万円。

いきいき深山郷のどか村管理運営業務、令和7年度から令和12年度、2,550万円。

白鷹町文化交流センター管理運営業務、令和7年度から令和12年度、2億1,500万円。

荒砥高等学校活性化事業、令和7年度から令和10年度、1,286万円。

次に、第3表、地方債補正、変更でございます。

初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

緊急防災減災事業、180万円を追加し、1億3,760万円。

過疎対策事業、3,480万円を追加し、14億3,750万円。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第71号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

〔副町長 田宮 修 登壇〕

○副町長（田宮 修） 議第71号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、税制改正に伴うシステム改修対応や実績見込みを踏まえた介護給付費の調整等のため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金及び繰入金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ616万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億7,533

万3,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書（第2号）、1ページをお開き願います。

議第71号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ616万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,533万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

款、補正額、計を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款国庫支出金、204万3,000円、3億9,425万3,000円。

4款支払基金交付金、89万9,000円、4億2,478万7,000円。

5款県支出金、56万6,000円、2億5,001万8,000円。

7款繰入金、265万5,000円、2億8,237万6,000円。

歳入合計額、616万3,000円、17億7,533万3,000円。

3ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、283万3,000円、5,191万9,000円。

2款保険給付費、300万円、15億2,597万円。

3款地域支援事業費、33万円、1億1,758万7,000円。

歳出合計、616万3,000円、17億7,533万3,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第72号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。副町長、田宮 修君。

〔副町長 田宮 修 登壇〕

○副町長（田宮 修） 議第72号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、ふるさと森林公园再整備事業に係る水道施設整備のための建設改良費の調整のほか、修繕費等の調整を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的支出につきましては、支出の総額に2,647万1,000円を追加し、総額を3億1,887万4,000円とするものであります。

また、資本的収支につきましては、収入の総額に1,160万円を追加し、総額を2億4,605万3,000円、支出の総額から6,959万円を減額し、総額を3億4,055万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算書（第2号）、1ページをご覧ください。

議第72号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、令和7年度白鷹町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

第1款水道事業費用、2,647万1,000円、3億1,887万4,000円。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,450万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,981万円、減債積立金500万円、建設改良積立金1,500万円及び過年度分損益勘定留保資金5,469万1,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、1,160万円、2億4,605万3,000円。

2ページをご覧ください。

支出。

第1款資本的支出、6,959万円の減額、3億4,055万4,000円。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

追加でございます。

起債の目的、施設整備事業、限度額1,160万円、起債の方法、利率については、借入先との協定による。

償還の方法、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により、償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、予算第8条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり改める。

補正予定額、計を申し上げます。

第1号、職員給与費、15万円、3,808万2,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

お諮りいたします。令和7年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和7年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し議会に報告されるよう、申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせします。

休憩 （午後2時11分）

---

再開 （午後3時00分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

---

### ○議事日程の説明

○議長（菅原隆男） お諮りいたします。

議事日程について、配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

### ○議第70号～議第72号までの報告、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第12、議第70号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について（予算特別委員長報告）から日程第14、議第72号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について（予算特別委員長報告）までの以上3件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和7年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、遠藤幸一君。

〔予算特別委員長 遠藤幸一 登壇〕

○予算特別委員長（遠藤幸一） 予算特別委員会審査の報告を申し上げます。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議第70号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第71号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第72号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上、報告といたします。

○議長（菅原隆男） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

この採決は起立によって行います。なお、起立されない方は否決とみなします。

まず、議第70号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第70号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第71号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第71号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第72号 令和7年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第72号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

---

### ○延会の宣告

○議長（菅原隆男） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後3時05分〉

